# 令和6年第8回にかほ市議会定例会会議録(第2号)

1、本日の出席議員(15名)

1 番 髙 橋 利 枝 3 番 佐々木 正 勝 5 番 齋 藤 雄 史 7 番 齋 藤 進 10 番 小 Ш 正 文 佐 12 番 藤 直 哉 佐々木 春 14 番 敏 伊 16 番 藤 竹 文

2 番 齌 藤 光 春 崎 信 4 番 宮 6 番 鷰 藤 聡 9 番 佐々木 平 嗣 番 佐々木 孝 11 佐々木 男 番 13 春 番 森 鉄 也 15

- 1、本日の欠席議員(なし)
- 1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 今 野 和 彦 次 長 加 藤 潤 班 長 兼 副 主 幹 今 野 真 深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長 Ш 雄 市 本 之 市 次 副 長 雅 田 企画調整部長 教 育 長 小 遠 敦 須 美 奈 田 (地方創生政策監) 市民福祉部長 農林水産部長 佐々木 修 冏 光 弥 部 設 商工観光部長 建 部 長 池 智 成 原 田 浩 田 育 次 長 藤 喜 仁 消防長兼消防署長 喜 教 佐 須 田 勇 会計管理者 総務 齋 藤 稔 課 長 齋 藤 邦 総合政策課長 髙 橋 寿 財 政 課 長 齋 藤 真 紀 スポーツ振興課長 観 光 課 長 今 野 伸 佐 藤 紀 子 千 農村整備課長 佐 藤 孝 司 建 設 課 長 竹 内 尋 学校教育課長 地 良 菊

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第2号

令和6年11月28日(木曜日)午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第2号に同じ

#### 午前10時00分 開 議

●議長(宮崎信一君) ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立 します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに5番齋藤雄史議員の一般質問を許します。5番。

#### 【5番(齋藤雄史君)登壇】

● 5番 (齋藤雄史君) おはようございます。 5番齋藤雄史です。通告に従い、二つの項目について質問させていただきます。

そうすれば一つ目、「AIオンデマンド交通実証運行事業」の振り返りと、自治体ライドシェア 導入の検討を始める考えはないか。

日本の総人口は、2050年に1億人以下、高齢化率、人口における65歳以上人口の割合が約40%に もなると推計されている中で、各自治体は地域公共交通を維持するために様々な取り組みを行って おります。

しかし、地域の多くは、今後もさらに人口減少し、高齢化が進むため、公共交通機関の利用者も減少していく環境に変わりはないと思います。

加えて、利用者の減少に伴い、交通事業者の経営は圧迫され、地域鉄道の約8割が赤字を抱え、 乗合バス交通でも、民間事業者の約7割、公営事業者にいたっては約9割が赤字となっており、厳 しい経営環境にあります。こうした実情を反映して、路線やサービスを維持することが困難となり、 廃止せざるを得ないといった事例が見られます。

今後も利用者の減少が見込まれ、地域公共交通の市場規模はますます縮小することが予測されますが、一方で、一定のニーズがあること、また、利便性の改善、新たなサービスを創出することによって潜在ニーズは引き出せるのではないかと思います。

こうした中、国は地域交通における「担い手」や「移動の足」不足に対応するため、地域の自家 用車や一般ドライバーを活用する「自家用車活用事業」——日本版ライドシェアの創設や、自家用 有償旅客運送——自治体・公共ライドシェア制度の見直しを行い、様々な形でライドシェアを導入 している自治体が増えてきております。

地域公共交通の活性化等を目指し、今年4月1日に設立された、一般社団法人全国自治体ライドシェア連絡協議会への加盟自治体数は、5月21日時点で119自治体でしたが、10月1日時点では148自治体と増えてきており、地方自治体がライドシェアに注目していることがうかがえます。

特に、バス事業やタクシー事業によって移動手段を確保することが難しく、公共交通が不足する 地域や高齢化の進む地域では、地域公共交通の一翼を担う移動手段を確保する取り組みとしての自 治体ライドシェア——道路運送法第78条第2号が注目されております。

石川県小松市は、今年3月に自治体——小松市が運送主体となったライドシェア「i-Chan」を開始しています。

本サービスは、特に能登半島地震で被災された二次避難者の方々の移動を確保するために導入されたものでありますが、北陸新幹線の開通に伴い増加が見込まれる観光客や、日常的移動しづらさを感じる市民にとっても、交通手段の一つとして利用されているとのことです。

運行日は、木曜日から土曜日までの週3日間、運行時間は17時から24時までで、夜間のタクシーが不足する時間帯にタクシー運賃の8割と、安価で便利な移動手段を提供しています。

本市の場合は、昨年11月末をもって羽後交通株式会社による路線バス「小砂川線」が廃止されたことに伴い、同年12月1日から約半年間、「AIオンデマンド交通『チョイソコにかほ』(予約制乗合タクシー)」を、コミュニティバス(朝・夕定時定路線)と併用しながら実証運行しましたが、財政効果、利用状況や満足度など、地域の方々と話し合った結果、オンデマンド交通は終了することとし、定時路線での増便対応となりました。

- (1)「チョイソコにかほ」の実証運行事業の結果を受けて、次の項目について伺います。
- ①利用者の方からは、Web (アプリ)を経由せず、電話 (コールセンター)で利用したなどの 声が聞かれますが、実証終了後、運行継続することができなかった大きな要因は何か伺います。
- ②本事業は、自治会や福祉部門との共創などによる利用者の安定確保、あるいは乗降場所に設定する市内店舗などから協賛金を募ることで財源確保を検討するといったことが掲げられましたが、 検討された結果を何います。
  - ③他地域からオンデマンド交通の要望はなかったか伺います。

また、実証によって得られた結果や知見に基づいて、他地域でオンデマンド交通の運行を実施する考えはないか伺います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) 改めまして、おはようございます。

では、本日の一般質問のトップバッターであります齋藤雄史議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思います。

なお、1番、2番にいずれも補足説明等については、担当の部課長が行いますのでよろしくお願いします。

初めに、1番の(1)であります。

①のAIオンデマンド運行を継続できなかった要因についてでありますが、12月1日から実証運行をいたしました「チョイソコにかほ」の利用人数は、延べで671名、実人数で74人となっておりました。一日当たりの平均利用人数は4人となっており、これは廃止前の羽後交通小砂川線の日中の時間帯における一日の平均乗車人数約8人を下回ることとなりました。

実証運行における利用実績の多い時間帯は9時から午後1時までの間となっており、主な乗降場 所は商業施設や病院となっております。

「チョイソコにかほ」の登録者を対象に実施したアンケート結果によると、利用して良かった点は「自宅付近での乗降で、バス停まで歩いていかなくてよくなった」、あるいは「家族や知人に頼らず移動できた」などが主なものでありましたが、悪かった点としては「予約するのが面倒」「希望の時間で予約がとれなかった」となっております。また、利用していない理由については「予約が面倒」「家族がいるから」などとなっております。

また、今回利用しなかった人数と利用者のうち、今後は利用しない、あるいは運行本数の多い定時定路線のバスがあれば、そちらを利用するというふうに回答いただいた人数を合わせますと、今後も利用をしたいという人数を大きく上回る状況であります。

こうしたことを踏まえた上で、地域全体の声としては、予約の手間がかかるデマンド交通よりも、 運行本数の多い定時定路線を望んでいるものととらえ、実証後の運行を継続しない判断に至ったも のであります。

デマンド交通の安定的な稼働のためには、利用者のニーズの把握、予約の利便性、柔軟な運行ルート、十分な車両とドライバーの確保などが求められるほか、高齢者などデジタルに不慣れな方々には、利用方法の丁寧な説明が必要であると分析をしているところであります。

次に②についてであります。

AIオンデマンド交通実証運行は、高齢者の外出の機会が減っているという地域課題もあることから、買物や通院以外の外出の機会を創出することも目的といたしておりました。自治会や集落サロンなどと連携し、利用方法の説明や利用者の掘り起こしなどを通じて、地域の声を聞きながら利用者の安定確保に努めたところであります。

また、乗降場所に設定した店舗等からの協賛金については、これを支払える店舗のみに乗降場所が偏ってしまい、公平性や利便性が損なわれる可能性がありましたので、検討の結果、協賛金を募ることはせずに、公共施設や交通機関と連携した乗降場所を設定しておりました。

次に③についてであります。

他地域からのデマンド交通の要望は特に受けていない状況であります。

市内の公共交通につきましては、コミュニティバスの再編に向けて運行経路や運行形態を総合的に見直し、継続的に公共交通サービスを提供できる事業体制を構築するために、現在、サウンディング型市場調査を実施しており、民間事業者からの提案を受ける予定としております。

そうした検討の中でデマンド交通やライドシェアなど新たな交通サービスの導入も、交通空白地域の解消のための選択肢になるものと考えているところであります。

●議長(宮崎信一君) 齋藤雄史議員。

●5番(齋藤雄史君) そうすれば、今の市長の答弁の中で、まず①のところですけれども、利用 者がまず高齢者が多いというところで、私も以前デマンド交通の質問をした際に、アプリだけでは 厳しいんじゃないかというところで、電話等の対応ということで、その対応もとられていたと思うん ですけれども、やはりいろいろ全国共通的なところの浸透しないという問題のところで、やはりこ のアプリ等を使うというところが面倒であるということと、やはり予約という習慣がなかなか高齢 者の方にはなじめないというか、今いろいろな分野でもう予約、予約っていうのがなじんできまし たけれども、まだまだそこら辺なじめないというか、ちょっと厳しいところなのかなと思うので、 今後、デマンド交通、これからまず検討するというところにあたっては、これからというところで まず――これからの年代、60代の方とかに関しては、結構まずうまくアプリの方は利用できている というところなので、まずここで一旦止まるということないように、デマンド交通等もまず検討し ていっていければなと思う部分と、③のところなんですけれども、私個人の耳に入ってくる話なん ですけども、やはりそういう乗り合い、コミュニティバスよりも、やはりこういうデマンド交通を 利用したいという方もおりますし、それこそ小砂川でやっていたこと知らなかったという人もにか ほ市内におりますので、やっぱりそこら辺、実証実験でしたけれども、そこら辺の宣伝効果じゃな いですけども、そこら辺ちょっと不足していたのかなと思う部分があって、今後、各地域でいろい ろ懇談会やアンケートを取って、デマンド交通のニーズということを検討するという考えはないの か伺います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

●市長(市川雄次君) デマンド交通の今後の導入についての検討について、これを全くもう除外するとか検討しないということではなくて、先ほども答弁で述べましたように、小砂川での準デマンド交通の「チョイソコにかほ」においては、利用者のアンケート結果からも分かるように、利用者の半分半分が今後も利用したい、あるいは利用したくないという、まさに半分に分かれました。じゃあ半分だったら継続してもいいんじゃないかということに捉えられると思うんですが、その地域住民の多くが利用していない、そこも全部分母に入れると、本当に利用実績は数%にも満たないということ、利用したいという人の数がですね。そうなると、コミュニティバスと「チョイソコにかほ」の二つの交通系統を維持することはできませんので、どちらかを選択するとしたときに、多くの皆さんが望んでいるというふうに捉えることのできる通常型、それまでのコミュニティバスの方式を再度導入することに決めたということであります。

しかしながら、議員がおっしゃるように、今後の人口減少の割合からすると、あるいは高齢者の皆さんのアプリの活用頻度とか、その使い勝手について皆さん浸透してくれば、これに対しての要求は高くなっていくのかなというふうには思っておりますが、それがじゃあいつになるかということは、まだ実態調査もしていないので分かりませんし、もう少し時間がかかるのかなというふうには思います。

ほかの地域でデマンド交通への要求が高いのではないかということを今おっしゃられましたが、 それも先ほど言ったように小砂川路線の、要するに上浜地域の今の「チョイソコにかほ」の実証か らも分かるように、そういう方もいるけれども、その方が全体的に多いということは、ちょっと捉 えにくいのかなということがアンケート結果、あるいは実際の実証実験の中で捉えられた結果だと いうふうに認識をしております。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤雄史議員。
- ●5番(齋藤雄史君) そうすれば、もし今後、デマンド交通の実証運行をするとなった場合に、まずおそらく定時定路線との併用という形になると思うんですけれども、これ、仮の話っていうのは変ですけども、デマンド交通の方がその地域によっていいとなった場合は、そういう場合も、要は両方はできないという話でしたので、そういう場合はもう、その地域でデマンド交通がいいとなった場合は定時定路線は廃止になるという形の認識でよかったでしょうか。
- ●議長(宮崎信一君) 総務課長。
- ●総務課長(齋藤邦君) お答えします。

今現在、民間業者から提案を受けますコミュニティバス運行事業等に関するサウンディング型市 場調査というものを実施しております。コミュニティバスの運行について、運行の経路、運行形態 を総合的に見直しまして、継続的に公共サービスの提供ができる体制を構築するということを今検 討しております。

また、公共交通以外でスクールバス、市バスを含めまして包括的な活用を検討するために、今現在、民間事業者から広く意見、提案を求めることを目的に、今、サウンディング型の調査というものを実施しております。具体的には路線の再編及び運行形態に関する提案のほかに、コミュニティバスに代わる新たな交通手段、ライドシェア、デマンド交通の導入の可能性及び導入可能までの準備スケジュール、概算費用なども、今、自由な提案や意見を求めるということにしております。

11月上旬にホームページに参加事業者を公募しまして、1社から申し込みがありました。明日の午後、その事業者から直接提案や意見を受けることとしておりますので、その提案を受けまして様々な検討を重ねていきたいと考えております。

以上でございます。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤雄史議員。
- ●5番 (齋藤雄史君) 市の方でもしっかり考えていただいているということを聞きましたので安心いたしました。

まず、交通弱者が今後増えていくと思いますので、そこら辺しっかり助けていただけるような施 策をとってもらえればと思います。よろしくお願いします。

そうすれば(2)に移ります。

ドアツードアに対する利用者ニーズ、運転手の確保や本市においては夜間のタクシー利用に制限があり、市民を含む利用される方々に不便が生じているような状況を考えると、Web予約のサポート対応などの課題はあるものの、本市でも今後は自治体ライドシェアの導入を検討する必要があると思います。

本市の地域公共交通の一つに、自治体ライドシェアを導入することについて伺います。

①小松市のような形態(週末の夜間運行に限定など)による自治体ライドシェア導入を検討する ことについて、市長の見解を伺います。

- ②導入を考えたときの課題をどのように捉えているか伺います。
- ③本市の「地域公共交通計画」では、多様な主体との連携した自立可能な体制づくり構築することを目標に、令和7年度末までに「地域主体による交通手段の確保・維持に向けた協議会」を3団体立ち上げ、効果を検証し、翌年度に見直しを図ることにしています。

自治体ライドシェアは、道路運送法において、市町村、NPO法人のほか、農業協同組合、商工会、観光協会などが運送主体となることが可能です。車両、運転手を運送主体に提供することもできます。自治体ライドシェア導入を検討する際には、多様な主体と協議することについて、市長の見解を伺います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) (2)についてお答えをさせていただきます。

初めに①についてであります。

全国的に深刻化している地域交通の課題解決に向けて、各地でライドシェアの導入が検討されていることは議員のおっしゃるとおりであります。

ライドシェアについては、道路運送法上、自家用有償旅客運送にあたり、制度上は大きく二つに 区別されます。一つ目は、道路運送法上の第78条第2項の自治体やNPO法人などが実施主体とな り、交通空白地域で自家用車を活用し、地域住民などの輸送を行う、いわゆる自治体ライドシェア と呼ばれる従来から実施されている制度になります。

二つ目は、道路運送法第78条第3項のタクシー事業者が実施主体となり、自家用車、ドライバーを活用する自家用車活用事業、いわゆる日本版ライドシェアと呼ばれるもので、東京や大阪など順次区域が拡大されているところであります。

ご質問の週末の夜間運行に限定するなどの形態による自治体ライドシェアの導入についてでありますが、本市においては夜間におけるタクシー不足という地域課題もありますので、交通事業者に頼るだけでなく、市民や地域が一体となって地域公共交通の確保について検討していくことが、今後は重要になってくるものと考えているところであります。

次に②についてであります。

自治体ライドシェアを導入するにあたっての課題は、信頼できる運転手の確保、利用者と運転手を仲介する仕組みの構築、運営に要する費用の確保のほか、事故が発生した際の責任や補償などが考えられます。導入にあたっては、安全性の確保や地域住民の協力が不可欠でもあります。本市としても、現在、県によるライドシェア等の導入に関する検討会に参加をしており、制度の内容や県内のライドシェアの導入状況などの情報を収集しているところでありますので、様々な観点から引き続き検討していきたいと考えております。

次に③についてであります。

ご質問のように、にかほ市公共交通計画では、多様な主体と連携した体制づくりを目標として掲げております。そして、自治体ライドシェアについては、これも議員がおっしゃるとおり、市町村やNPO法人などが実施主体となり得るものであります。

また、自治体ライドシェアの登録要件として、安全な体制を確保することや地域住民やタクシー 事業者など関係者間の協議が整うことが条件とされておりますので、この導入にあたっては、地域 の皆様の協力が不可欠であるというふうに考えているところであります。

現在、自治体ライドシェアについては、各地で深刻化するタクシーや路線バスのドライバー不足に対応するために、国において、より柔軟な運用ができるよう見直しが進められているところであります。本市としても国の動向を注視しつつ、多様な主体との連携を念頭に置きながら、引き続き調査研究を進めてまいりたいというふうに考えております。

●議長(宮崎信一君) 齋藤雄史議員。

●5番(齋藤雄史君) そうすれば、②の導入を考えたときの課題というところで、いろいろ今市長からお話が出ましたけれども、小松市のライドシェアをちょっと例に挙げると、安全に関しては、やはり一応条件、募集対象にまず任意保険で対人対物無制限の同乗者への補償が3,000万円以上という補償を準備してもらうという形の上で、自治体として自家用有償旅客運送自動車保険というものを上乗せ補償しているそうです。そういう保険しかり、あと、ドライブレコーダー、前・後ろ・車内というものを必ず付けてくれということも条件があって、これに関しては小松市の方で最大20名までは準備するという形になっているんですけれども、その課題というところは、やっぱりお金がかかるというところになると、やりたいという人がいても二の足を踏む部分がありますので、そこら辺まず今後、話進めていかなければはっきりしないところはあると思うんですけれども、どういうところまでというか、こういう保険しかり、こういうドライブレコーダーしかり、どういうところまで補助できるのかなっていうところの考えといいますか、市長の考えをちょっと伺えればなと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

●市長(市川雄次君) 小松市の例を挙げて、どのぐらいの支援をするかということですが、今、 サウンディング調査を行ったり、あるいは県の検討委員会に参加しながら、他の自治体の例も、小 松市のみならずですね県内の他の自治体の例も今学んでいるところでありますので、現時点でどこ にどういうふうなということは、ちょっと考えにくいし、今、念頭にないものですから言いづらい ものというふうに思っていますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長(宮崎信一君) 齋藤雄史議員。

●5番(齋藤雄史君) そうすれば、③の部分でちょっと質問させてもらうんですけども、ある事業者の方といろいろお話させていただいて、やはりその事業者の方、仁賀保の事業者の方々の多くはというか、自分の店に来る方とかは無償でというか送り迎えしたりしているのはよくあることなんですけれども、その中でやはりライドシェア——これ日中の話になっちゃうんですけども、ライドシェアした際に、やはり知らない人に乗るよりは、そういう事業者の方っていうのはよく顔を知られていますので、そういう方々で中心にやれればなという話も出ているんですけれども、そこら辺はここに、まあにかほ市で今の私のイメージは商工会との協力が必要になってくるのかなと思うんですけれども、その事業者でライドシェアをやるということに関して、市長がどのように感じるかちょっとお話を伺えればと思います。

#### 午前10時28分 休 憩

#### 午前10時28分 再 開

- ●議長(宮崎信一君) 再開します。 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 事業者が自発的に取り組むということについては、これについては私ども、 そういう声が上がれば当然相談に乗りますし、支援のできるものがあれば支援をしていくというの は、これ当然だと思いますが、制度として、先ほど来申し上げているとおり、様々なところで今検 討しているところでありますので、その中でいろいろな方々の声をいただけるならば、それも参考 にしながらということになっていくのかなというふうに思っています。

公共交通の不足、いずれバス運行事業者を含めたものについてだけでは、もはや成り立たなくなっているのは皆さんもご存じのところでありますので、あらゆる方々にご協力を願うことが今後必要になってくるというのは、他の地域を見ていても思うところでありますので、これについてはそのようにお答えをさせておいていただきたいと思います。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤雄史議員。
- ●5番(齋藤雄史君) そうすれば、今後まず前へ進めていくということでしたので、まずこの自治体ライドシェアの導入のメリットというところの大きなところで、住民の移動手段の確保、地域経済の活性化、あとにかほ市で重要なのは観光客の利便性向上という部分があるみたいですので、前向きにしっかり検討してやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。

そうすれば、二つ目の質問に移ります。

にかほ市制20周年記念事業として、日本女子プロサッカーリーグ(WEリーグ)チームをキャンプ招致すること及び秋春制移行後に日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)チームをキャンプ誘致する考えはないか。

現在の日本女子プロサッカーリーグ(WEリーグ)のシーズンは、8月から始まり翌年5月に終わる秋春制を導入しており、また、日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)も2026年シーズンから秋春制に移行することを正式決定しております。

本市は、スポーツによる観光振興と交流人口の拡大などをさらに推進するため、スポーツ振興課を市長部局の商工観光部に置き、スポーツ関連のネットワークの強化を進めていますが、現在、春秋制で実施されているJリーグの主要キャンプ地となっている沖縄県では、年間20億円の経済効果があるとされております。こうした事例からも、キャンプ誘致に成功し、毎年キャンプ地として利用していただければ、かなりの経済効果と地域の活性化につながるのではないかと考えます。

本市の場合、過去にはJリーグ中断期間中にJ1チームのミニキャンプの実績があり、その際、トレーニング環境や仁賀保グリーンフィールドの良質な芝が高評価を得たと伺いました。特に2007

年の横浜FCのミニキャンプの際には、当時のTDKサッカー部とのトレーニングマッチに5,000 人超の観客が集まり、観客席に入りきらないほどでした。平日ではありましたが、ナイターで行き やすかったことに加え、横浜FCにはカズこと三浦知良選手が所属していたことが影響していたと 思いますが、小規模な地方自治体の数時間のイベントに、あれだけの交流人口と盛り上がりが生ま れたことに驚いた記憶が、私の中に今でも鮮明に残っています。

(1) 昨年12月定例会の私の一般質問で、WEリーグチームのリーグ開幕前キャンプ地としての可能性について質問いたしました。当時の商工観光部長からは、サッカー協会と一緒になって前向きに捉えたいとの発言がありました。そこで、以下について伺います。

①来年は、にかほ市制20周年を迎えます。市制10周年の際には、記念としてにかほ市マスコット「にかほっぺん」が誕生し、記念事業として「木版画家池田修三氏」をテーマにしたシンポジウムや俳優佐野史郎さんのバンドによるライブが開催されました。

同20周年記念事業として招致開催の可能性を含め、Jリーグが秋春制に移行する2026年シーズンの前段として、WEリーグチームのキャンプ招致を実現する考えはないか伺います。

②今年7月にJリーグの野々村チェアマンが青森を訪れた際、地元新聞の取材に対して、「このシーズン(秋春)移行によって、冷涼な青森県を初め東北地方でキャンプをするクラブが出てきても不思議でない」とコメントされています。

秋春制移行後に日本プロサッカーリーグ (Jリーグ) チームを誘致する考えはないか伺います。

③WEリーグチームやJリーグチームを誘致するには、トレーニング環境がどの程度整備されているかが重要な要素になります。先の野々村チェアマンは、「ただし、キャンプを誘致する条件として必要なことは、トレーニング環境がどの程度整備されているかが重要」とのコメントをされていました。しかし、誘致の際にトレーニング会場候補地となるであろう仁賀保グリーンフィールドの芝は荒れている箇所がある状況で、プロサッカーチームのキャンプ先として考えた場合は整備が必要になると感じていますが、仁賀保グリーンフィールドの芝を整備することについて市長の見解を伺います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

- ●市長(市川雄次君) それでは、2番目についてお答えをさせていただきます。
- ①、②、③、関連がありますので、まとめてお答えをさせていただきますが、初めに、来年度の 市制施行20周年の記念事業については、記念式典の開催を初めとして多方面にわたって検討してい るところでありますが、ご質問のWEリーグのキャンプ誘致については、記念事業としては検討は していないというところであります。

プロスポーツの招致活動の現状でありますが、目下、令和8年6月から7月にかけてのJ1リーグチームのキャンプ誘致に向けて、県サッカー協会や市サッカー協会、そしてブラウブリッツ秋田と連携して、今取り組んでいるところであります。先月には、私と県のサッカー協会と市サッカー協会の関係者が都内のJ1のサッカーチームの運営会社を訪問し、誘致に向けたPR活動を行ってきたところであります。本市の特色や、これまで開催した主な大会の実績、平成19年から平成26年

にかけて4回行ったJ1リーグチームのキャンプの態様について説明したところ、運営会社側からはシーズン移行に伴うキャンプは初めてのことで、まだ手探りの部分が多いが、にかほ市もぜひ選択肢の一つとしたいという好感触を得てきたところであります。と同時に、日本全国の他地域からも誘致活動があるということも伺ってきたところであります。

キャンプの誘致に際しては、悪天候の場合の練習場、宿泊施設、トレーニングマッチの相手チーム、そして知名度の高い選手の警備体制など様々な事柄について考慮する必要がありますが、中でも求められるのは良好な練習環境、特にグラウンドが天然芝であり、しかも状態が良好であることが必須であるというふうに言われております。議員のおっしゃるとおり、現在の仁賀保グリーンフィールドの天然芝については、決して良好な状態ではありませんので、キャンプ誘致に向けてこれを整備していく必要はあるというふうに認識をしているところであります。

しかしながら、芝生の育成や養生については、一定期間、グラウンドの利用を規制しながら行う 必要がありますので、関係者の皆さんの協力が必要というふうになります。先ほど申し上げたとお り、令和8年のキャンプ誘致を目指す上で、令和7年度のグラウンド整備の必要性なども検討しな がら、関係団体などと十分に協議をしてまいりたいというふうに考えております。

いずれにしてもプロスポーツの招致活動につきましては、記念事業といった一過性のイメージの ものではなく、関係団体と連携しながら、今後、継続して取り組むべき事業と位置付けております ので、ご理解をお願いしたいと思います。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤雄史議員。
- ●5番(齋藤雄史君) そうすれば、今の市長の答弁の中で、まずその悪天候時の練習場所の確保というところあるんですけれども、そこら辺まず私、自分がサッカーやってきたことの中での単純なところで、やはり室内でやるんであれば、にかほ市であれば「エスパーク★にかほ」があるので対応可能とは思うんですけれども、もしこれが屋外となれば、やっぱり人工芝というふうになってくると思うんですけれども、以前の私の人工芝というところの質問では、優先順位が低いという話を、そういう答弁をいただいたんですけれども、こういう状況というか、まず今これからまた誘致するというところになって、人工芝というのは、やっぱその誘致に向けては有利な状況になってくると思うんですけれども、そこら辺人工芝のグラウンド、芝のどっかの芝4面ありますけども、そこのどっかを張り替えるっていう形になると思うんですけども、そこら辺人工芝張り替えの考えは、現時点、誘致するにあたっての考えとしてお伺いします。
- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) J1リーグチームの誘致につきましては、先ほど言ったようにJ1トップ チームとのお話もさせていただいておりますし、それ以外の関係者の方々とも先日もお話をさせて いただくなどして、非常に私どもとしても可能性を感じながら、これが継続したものになれば経済 効果等も大きいなというふうに認識をしているところであります。

その誘致活動の中でトップチームのGMですよね――ちょっと役職名は忘れましたけども――方から言われたのは、必要なのはやっぱり屋内練習場だということで、にかほ市には「エスパーク★にかほ」がありますと言ったら、大きな利点ですね、アドバンテージですねというふうには言われ

ました。もう一つ言われたのは、やっぱり天然芝です。人工芝はと言いましたら、人工芝についてのニーズは一切言われませんでした。ですので、天然芝を人工芝に張り替える必要は、ちょっと私の認識の中には今のところないということでありますので、お伝えをしておきます。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤雄史議員。
- ●5番(齋藤雄史君) そうすれば、人工芝の件に関しては、もうやり取りしているようで、「エスパーク★にかほ」があるというところで、そこは有利といいますか、まず前向きに考えてもらえる検討材料というところを聞いて、そこら辺は安心しました。

そこで、ただ、今回も県のサッカー協会やにかほ市のサッカー協会の方々とセールスといいます か行ったと思うんですけども、いろいろやっぱり有識者の方のちょっと話で、やっぱり近隣自治体 間の連携が必要だとも言っているので、にかほ市の場合はどうしても宿泊場所の確保というところ、 なかなか難しくなってくると思いますので、そこら辺はやはり由利本荘市と協力というか、まず連 携しながらというところになっていくと思いますし、あと、サッカー協会の方からも言われたんで すけども、キャンプするとなったら、やはりテストマッチもしたいというところで、やはり複数の チーム、秋田にはブラウブリッツ秋田というチームありますけれども、そのほかにも複数のチーム が秋田県に来てもらって、そういうテストマッチを組めるような、やっぱ複数のチームが来てもら うことが必要といいますか、キャンプを誘致するにあたって効果的だというところで、この間、一 応そのサッカー協会の方とお話させてもらう機会がありまして、にかほはもう秋田県、全国の中で もサッカーのまちだともう認知されていまして、全国大会をやるとなったら秋田ではにかほしかな いと言われるくらい評価は得られているみたいなんですけれども、その中でそういうキャンプ誘致 をする自治体をにかほ市以外に考えますと、練習会場等を考えますと秋田市しかないであろうとい う話があったんですけれども、秋田県に複数のチームが来るということがチャンプ誘致でも有利だ という話もされていますので、秋田市と今後、令和8年といわず連携して、複数のチームをキャン プ誘致することについて市長としてどう思うか見解を伺います。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 議員のおっしゃるように、議員もサッカーに非常に関係者として有識者、知見のある方だと思いますので、今お話されたことは十分認識をされた上でのご質問かというふうに思います。

近隣自治体との連携が必要であると、これも言われております。宿泊場所の確保についても必要であると。あるいは、テストマッチをするために、1チームいればいいという話ではないという話も言われているということでありますので、近隣自治体との連携が必要であるということは私どもも認識はしているところであります。

先日の関係者との話の中でも出た話としてはですね、例えば野球でしたら冬場のキャンプ、だから南の方に行くわけです。ところが、サッカーは今度シーズンが入れ替わるので、夏場にキャンプをするとなると、冷涼な地域を求めてくるということになるので、サッカーのキャンプが南の方で行われることは、まずあり得ない。とすると、じゃあどこがサッカーキャンプのメッカみたいになるのかというと、東北・北海道であろうというふうにお話をされておりました。ただ、北海道は広

すぎると。キャンプを各地の自治体で求めたときに、移動に3時間、4時間がかかるということでありますが、ただ、それでも北海道が可能性がないわけではなくて、北海道というエリアを道が管理をして運営支援をしてくれれば可能性があるというようなお話ぶりだったというふうに認識をしております。

翻って東北地方は、やはり東北という枠の中で考えることも一つ必要であるというお話はされております。ですので、秋田市との連携は、これはもうたぶん必須だと思います。ただ、秋田市だけではない。青森の方との連携も必要でしょうし、あるいは山形の方との連携も必要になってくるものというふうに思います。そう考えると、にかほ市は県境に位置するという、逆にそれが利点にもなり得るということでありますので、キャンプ誘致、非常に大きなお金、経済効果を生みます。それがプロ野球の高知キャンプのように東北地方のある一定の地域が、これから何十年もかけてキャンプ地として定着していけば、大きな経済効果、事業効果を生むんではないかなというふうな認識はしているということでありますので、先ほど議員がおっしゃったことについては、十分に認識をしながら進めていきたいというふうに思っています。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤雄史議員。
- ●5番(齋藤雄史君) そうすれば、まず令和8年度のキャンプ誘致に向けて動いているんですけれども、また仮な話してあれなんですけども、キャンプが決定した場合、やっぱ様々なキャンプ地としてのPR活動が必要になってくると思うんですけれども、沖縄県っておっきい母体での話になっちゃうんですけども、やっぱり今の開幕前キャンプは沖縄が主になっているということで、20チームぐらいのJリーグのチームがやはりキャンプにうかがうみたいです。その上でやっぱり沖縄県としては、情報発信としてガイドブック作成や県や各自治体のホームページでの告知、あと、大型の店舗とかそういうところにいろいろ看板設置したりそういうセールスをしている、アピール活動をしているというところなので、もし決まった場合、そういう情報発信ということにはどのように考えているか伺います。
- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 議員のおっしゃったことについても、十分に私ども認識はしておりまして、 先ほどちょっと申し忘れましたけども、J1からJ3まで考えれば60チームがあるということであ りますので、むしろJチームの方がキャンプ地を探し求めているということになっているというお 話でありました。併せて、Jチームが動くところには、それ以外の、例えば大学等のサッカーチー ムも動いて練習試合を求めて動いてくるというお話でしたので、今後、PR活動は様々な場面でし ていかなければならないというふうに思いますし、そのいろいろなことが関係人口、交流人口とし て来られた場合に、やはりそれをいかに活用していくかというのが、あとは自治体側に求められて くることだと思います。ひっそりとキャンプをして、ひっそりと帰っていくなんていうことがあっ てはならないわけですし、市民の皆さんにとって、来ることによる楽しみといいましょうか、シビッ クプライドをも醸成する一つの効果があるとすれば、大変必要な措置はとっていかなければならな いというふうに認識をしております。
- ●議長(宮崎信一君) 齋藤雄史議員。

●5番(齋藤雄史君) そのPRの件は分かりました。

あと、それとですね、やはりせっかく来てもらうとなったからには、やはり地元の方々とのふれあいといいますか、そういうのも必要になってくるかとは考えるんですけれども、これWEリーグ関係の事業なんですけども、北海道の北斗市では、まずWEリーグの三菱重工、浦和レッズレディースがまず開幕前キャンプを実施しています。日程で1週間、その中で半日ほど、要は市の事業としてスポーツ合宿市民交流事業というものをやって、半日、選手たちが子どもたちにサッカーを教えるというような、夢のあるような事業があるみたいですけれども、これJリーグのチームで可能かどうかちょっと不明な点はあるんですけれども、こういうふれあい事業といいますか、こういうのをもし時間を取っていただけるようなら、それを要望とか、またはこういう事業を立ち上げるという考えがあるのか伺います。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) WEリーグのみならず J 1 トップチームの皆さんも、この間訪問した時にも、むしろそういうことは向こう側からの提案としても伝えられてくる内容でありますので、ただ、サッカーのキャンプに来るだけじゃなくて、やはり地域の中でサッカーを浸透させる、あるいはサッカー自体をより盛り上げていくための取り組みを、 J チーム自らの役割としてやっていくということだと思いますので、そのような地元の子どもたちとの交流事業など、市民との交流事業などは、当然のことながら計画されていくものと認識をしております。
- ●議長(宮崎信一君) 齋藤雄史議員。
- ●5番 (齋藤雄史君) そうすればですね、その北斗市の担当者の方とお話させていただいた際に、実際そちらの方は、こちらが、まだにかほ市が初めてやるものだと思って話聞いてるんですけども、まずミニキャンプ等をやった実績はあるんですっていう話をさせていただいたところ、北斗市さんの方でもJリーグのキャンプ誘致はしているんですけども、やはり要望が多いと、要望に対応しきれないというところで、なかなか誘致に二の足を踏むまではいかないですけども、なかなか厳しいなっていうところで、そこまで、ミニキャンプもしているという実績があるんであれば、そんなもう要望を言われる前にその要望自体クリアしているような自治体だと思うので、ぜひ誘致できればいいですねという、誘致に前向きにみたいな話を逆に励まされるといいますか、そういう話をされました。

あとまた、沖縄の今年のチームキャンプにおいて、大体1月から3月まで約3か月間キャンプする中で、その中のJリーグのキャンプ見学に来た観光客の需要というのが、まず6億2,000万円ほど、その3か月間であるみたいですので、それが全部にかほ市に対応というかするかといえばあれなんですけど、やはりこれ誘致成功してPR活動も成功してといろいろあれば、かなりの地域活性化というか地域の経済効果上がると思いますので、ぜひ何とか令和8年度のキャンプ誘致、それが今後ずっと継続していただけるように市の方には頑張っていただきたいと思います。これで終わります。

●議長(宮崎信一君) これで、5番齋藤雄史議員の一般質問を終わります。 所用のため11時5分まで暫時休憩といたします。

#### 午前10時53分 休 憩

#### 午前11時05分 再 開

●議長(宮崎信一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

次に、2番齋藤光春議員の一般質問を許します。齋藤光春議員。

【2番(齋藤光春君)登壇】

●2番(齋藤光春君) 通告書に従いまして質問いたします。

項目1、快適に暮らせるまちづくりについてであります。

平成26年11月に施行された国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づいて、本市においても「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定して、まちづくりの基本理念である「夢あるまち豊かなまち 元気なまち 住みたいまち にかほ」を踏まえて、総合的な振興・発展を図ることにより、急速に進む少子高齢化の進行の歯止めと本市の地域振興発展のため、各分野において施策・事業を進めてきております。

特に若者たちの移住・定住促進や子育て支援に対する多くの事業が展開されています。

このような事業は、中長期的に詳細なデータ収集や分析を行いながら、にかほ市の将来的なビ ジョンをもって進められているのであれば、大変有効で大切な事業であると言えます。

企業誘致や移住・定住を推進し、多くの方が本市で暮らすことになれば、所得の安定だけではなく、日常快適に暮らせるまちづくりも大切な要件でもあると考えます。そこで、市内の道路や公園等、清掃及び雑草除去等の日常的な環境整備について伺います。

(1)長年にわたり、私にも市民から「市道・県道・国道、市有地等の雑草等により、景観が損なわれている」、また、「害虫発生により不衛生だ」「沿道の雑草により、交差する左右の見通しが悪い」などの苦情が寄せられてきます。「市役所に整備を要請しても、なかなかすぐに改善されない」との訴えも市民から少なからず声が上がっております。自然環境に恵まれ、観光立市をうたっている本市において、きれいで清潔なまちの保全は必須条件と言えます。そこで三つほど質問いたします。

①市道と市有地の除草等の整備、例えば草の刈り払い等について、年間の実施回数を伺います。 回数で結構です。

- ②県道や国道の除草等の対処方法はどのように行うのか伺います。
- ③市内の景勝地や公園整備に係る年間の実施回数を伺います。
- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

- ●市長(市川雄次君) それでは、齋藤光春議員のご質問にお答えしますが、1番の(1)番については、日常業務並びに技術的な問題でありますので、担当からお答えをさせていただきます。
- ●議長(宮崎信一君) 建設部長。
- ●建設部長(原田浩一君) それでは、質問にお答えいたします。

①の市道や市有地の除草等の状況でありますが、市道の除草は毎年6月と9月頃の年2回、幹線市道を中心に実施しております。

実際の作業は、仁賀保地区は建設課の会計年度任用職員が行い、金浦地区はシルバー人材センター、 象潟地区は市内建設業者とシルバー人材センターへ作業を委託しており、それらの成果については、 日報や業務報告書などで確認しております。

こうした定期的な作業に加えまして、草木が伸びて見通しが悪くなった交差点など早急な対応が 必要な箇所については、個別に除草作業を行っております。

また、市有地につき空き地など所管課のない46か所については、財政課の会計年度任用職員が草刈り等を実施しております。令和6年度の実績としましては、4月から10月末までの7か月間、延べ134日にわたって作業をしており、地域から要望があった際には、その都度現場を確認の上、対応しております。

次に、②の県道や国道の除草についてであります。

県道については、県に確認したところ、草の状況を確認の上、建設業者に委託しまして年1回程 度実施しているとのことです。加えて、ふれあい美化事業として、県が作業区間を設定して地域の 団体に除草作業を委託する方式もとっております。

また、国道については、秋田河川国道事務所に確認したところ、県と同様に、草の状況を確認の 上、委託建設業者が年1回程度除草作業を行っているとのことです。

なお、県道、国道、ともに除草作業の必要が認められる箇所や地域からの要望があった場合は、 市と同様に個別の対応も行っているとのことです。

次に、③の市内景勝地や公園整備についてであります。

初めに、観光課で所管する公園や景勝地の管理体制についてご説明いたします。

公園については、主に仁賀保地域と金浦、象潟地域の2班体制により、会計年度任用職員の作業員が管理しております。また、薫風苑、仁賀保高原、中島台レクリエーションの森、三崎公園については、会計年度任用職員の管理人を配置しております。これらの現場については、状況によってシルバー人材センターへ別途委託して対応することもございます。

そのほか、とんがり童夢ぱお、栗山池公園、奈曽川河川公園は、業者に管理を委託しており、元 滝伏流水については環境美化団体である鳥海国定公園を美しくする会に対応をいただいております。

ご質問の実施回数についてですが、主な場所について、草刈り、除草、剪定、清掃などを含めた回数として、今年度の10月までの実績をお答えいたします。南極公園96回、仁賀保墓苑93回、仁賀保公園69回、むらすぎ荘59回、水芭蕉公園57回、栗山池公園56回、サイエンスパーク53回、奈曽川河川公園53回、勢至公園44回、元滝伏流水33回、赤石コミュニティ公園27回、薫風苑26回、蚶満寺26回、旧金浦小学校跡地公園24回、岡ノ谷地公園21回、十二林街区公園20回であります。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番 (齋藤光春君) 草等は、もう日々伸びたり、環境によってですね伸び方も違いますし、荒れ方も違ってきますので、これは状況に応じてやられていると、大変な数でありがたい話であります。これでですね、例えば名指しのところ、勢至公園と竹嶋潟公園なんですけども、ここのところ

ですね、かなり日々、状況を見て整備していただいて、その刈った後の草もですね、きれいに片付けていただいております。それもふだん、散歩している方たちも大変もう、前と違ってありがたいと、本当これが公園なんだなというような形で市民のほうも感謝しておるところであります。ほかのところも、このような形でですね整備されているということなんですが、それに加えましてね、逆にですね、白瀬記念館から前にお話しましたが、国道までの農免道辺りですか、あそこの草刈りやった後ですね、刈った草を植木の後ろに固めておいてですね、そのまんまにしてあります。以前はそれお話しましたところ、きれいに片付けていただいたこともありました。ところが、今年に関してはそのままです。そこから例えば、そこにワラジムシとかですね、ゲジゲジとかね、そういうのが巣を食って出てきたりしております。あそこ、公園の近くでありますのでですね、そこのところの整備って、地域の方が片付けてくださいと言ったら、経費がないということを言われたそうなんですけども、そのような経費は、例えば公園の方ではこういうふうに片付けていますし、あそこのことの経費に関しては、当初に予算をとればできるようなレベルの経費でないかと思いますが、そのものはとっていらっしゃらない、とれないようなその財政状況なんでしょうか。いかがでしょうか。

- ●議長(宮崎信一君) 建設部長。
- ●建設部長(原田浩一君) 今の黒川から竹嶋潟に抜ける通りかと思いますが、こちらの箇所に関しましては、ほかの市道と同様に、基本的に草刈り、刈った草、刈りっぱなしという方式をとっております。片付けるといたしましても、それはまた別作業となりますので、今のちょっと体制では、少々厳しいところがあるかと思います。

逆に、市といたしましては、ふるさと支援事業という事業を行っておりますので、集落、地区、 団体などで片付け、清掃、草刈り等をする場合、その実費にあたる分を支援する事業も行っており ますので、そちらの事業をご利用いただけるように、今度、地区の方とも相談していきたいと考え ております。以上です。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) 本当にそういうふうな片付けないでおけばみっともないですのでね、どういう形でもよろしいので、一番いいのは先ほどお話されたように、地域の住民に対して委託してですね、一緒に整備していただいた方が、もう市の方でやるよりは、むしろ日常的に整備されるんではないかと思います。そのいい例が、例えば勢至公園の私の町内の関係なんですが、葉っぱが落ちても近所の人たちがね、きれいに清掃してくれておりますので、正直、私のとこだけ汚くなっておりますけどもですね、そのうち天気がよくなれば片付けます。またですね、先日も作業員の方たちが、きれいに枯れ葉をですね片付けまして整備していただいております。これは官民連携でですね、いくらでもできることではないかと、ぜひ進めていただきたいと思います。

もう一つはですね、例えば年に二、三回、一斉普請としてにかほ市では清掃、町内関係の清掃を 行っておりますけども、ここですね、出てくる方が高齢化になってきまして、例えば水路の傾斜地 とか、それから水路の中の泥なんかの除去ができなくなってきております。そういうところは、普 請とかボランティアに頼らずに、今後、市の方で対応していかなければ、詰まったりとか、それか ら見栄えも悪くなったりとかってなりますので、そこら辺のところは今後、そういうような市の方での対応というのは考えていただけるものなんでしょうか。市長でもどなたでも結構です。

- ●議長(宮崎信一君) 建設部長。
- ●建設部長(原田浩一君) 道路の路肩、勾配のある箇所とか泥上げ、いろいろなその場その場で 状況が違うと思いますので、建設課の方にご相談、もしくは公園などの担当の方にご相談いただけ れば、その場を確認いたした上で対応の方を個別に考えていきたいと考えております。以上です。
- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) 実はその草刈りのことなんですけども、いずれシルバー人材センターの方が刈っていらっしゃったときにお話を聞かせていただいたんですけども、のり面といいますか周辺だけは刈ってもいいと。ところが、のり面は危険だからやらなくてもいいと言われたということなんです。だからやっぱりやるんであれば、のり面でもその水路に枯れた草なんか落ちてきますのでね、後々また面倒になりますので、どうしたらいいんだということで、私これくらいの距離だったので刈ってきました。いずれそういうところもですね、今後見ていただければ、後々の例えば豪雨によるですねオーバーフローしないようになるとかということも考えられますので、ぜひ注意して検討していただければと思います。

それから、国道関係のことなんですけども、先日、象潟の方からですね、象潟庁舎の方に道路、国道の方で非常にみっともないと、背丈もあるようなススキ、それから植木なんかでも整備されていないので、外は見えないし、非常に見栄えが悪いということで、私呼ばれまして行きました。そしたら、象潟庁舎へ電話しても対応してくれないので何とかならないものかと、その足ですぐ金浦のですね建設課の方に担当者にお話したら、連絡が来てないと。来たらすぐ国の方ですか、担当部課所に連絡しますよということで、その言った後3日経って、きれいに整備されておりました。それはもうすぐの対応をしていただいたと。もう市民の方たちも大変喜んでおりました。ですから、こういう横の連携ですね、例えばもうしっかりとらなければいけないんではないかと。それだけのことだと思いますので、担当部課所の方でこうやってやっていただけるように、ぜひですね、今後ともそういうような連携をとりながらにかほ市の環境整備を進めていただきたい。回数だけではなくて、そのような、言われる前にですね、市民から要望くる前にやっていただければ一番みんなありがたいんではないかなと思いますので、ご検討いただければと思います。

では、次の(2)の方に移らさせていただきます。

観音潟と竹嶋潟のアオコによる水質汚染対策であります。

以前、観音潟に環境浄化微生物マイエンザの投入により改善を図ったようですが、成果は出ませんでした。

昨年、関係部課所と相談いたしまして、試験的に観音潟に流入する水量を増やしてオーバーフローするような、流出量も増やしたところ、アオコの発生は見られましたものの腐敗はあまり見られない状況でありました。

しかし、今年はですね9月以降、農業用水が止められたようで、潟の方に流れ込む流入量が減ったため、腐敗が激しくて異臭を放つようになりました。これに関しましては、担当課所に私はデー

タも送りまして見ていただきました。

以前のように湖底が見えるほどの澄んだ水質にするには、ソウギョを駆除したりとか、蓮の花を植えたりとか、植物や水生生物の復活がベストでありますけれども、即時の対応にはできるものではないと今考えておりますので。しかしですね、この腐敗による異臭は、日常的に不快な思いを近隣の人がしております。私も含めてでありますけども、これは、即時改善すべき問題ではないかと思います。

そこで、昨年のように潟の方への流入量、また、流出量を増やすために、潟の水の滞在時間を減らすようにするためには、水利権のある県に対して、農業用水として使用する期間の水利権申請だけではなくて、市民の環境衛生保全、このようなためにも、冬期間を除く期間でも水利権が得るような申請協議をしてみることも、問題解決の一つではないかと考えますので、市長の見解を伺います。

## ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) (2)番について私の方でお答えをさせていただきますが、初めに、観音潟の水流の状況について申し上げますと、観音潟に入る水は赤石川から取水によるもので、途中、金浦地区の水田に係る農業用水として利用され、最終的には観音潟に入ることになるということであります。現在、観音潟の下流部では、観音潟の水を農業用水として利用する水田がなくなっているため、観音潟から流出した水は市街地を経由し、海に放流されている状況にあります。

水を使用するための水利権は、にかほ市土地改良区が取得しておりますが、取水期間は5月上旬から9月下旬までの約4か月間で、農業用水としてのものであり、取水期間や取水量が明確に定められているため、通年で使用するための申請はできないということになっております。

また、農業用水以外の水利使用として、環境用水があります。環境用水とは、農業目的以外の自然環境の維持改善等を図ることを目的とし、農業水利施設を利用した水利使用で、原則的に市が申請するものですが、新たに水利権を取得することは簡単ではありません。このことについて他の自治体にも問い合わせをしたところ、他の自治体の事例を申し上げますと、15年以上にわたって調査検討しているにもかかわらず、環境用水の水利権の取得に至っていないということでありました。環境用水の水利権を取得するには、事前調査、必要水量の調査、実施管理体制の検討、農業水利施設の使用に係る手続などが必要であります。事前調査では、水質汚濁の原因や被害の程度、時期、範囲を把握し、地域の実態を調査の上、環境用水の必要性を明確にしなければなりません。必要水量の調査は、河川流量の調査や試験通水により算定するのですが、環境用水の水利権を取得した自治体の例では、必要水量の調査に概ね5年程度の期間を要しているようであります。また、実施管理体制の検討については、水利権の許可申請を行う前に農業水利施設の維持管理方法や費用負担について、土地改良区や関係農家等と役割分担を明確にしておく必要があります。

なお、農業用水の水利権は10年ごとの更新制であるのに対して、環境用水の水利権は3年間の許可制であるため、毎年、導水効果の評価などモニタリングの実施と期間内での申請が求められます。

このように環境用水の水利権を取得することは容易ではなく、時間を有するということはご理解

いただきたいと思いますが、河川管理者である秋田県や農業用水の水利権取得者であり、農業水利施設の管理者である土地改良区、潟の上流部の関係農家や地域住民のご理解とご協力が必要であるということを改めて申し述べさせていただきます。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) 様々な難しい問題があるということなんですが、事実、我々地域住民がこの異臭によって迷惑しております。昔は、もう底が見えるくらいのきれいな水質でありました。今だと、環境省水質汚染度でいけば最低のレベル、もうあとこれ以上は汚染がないというくらいのレベルまで汚染されているところであります。

それでですね、これは様々な複雑な手続が必要だということですが、やっていただかなきゃ、何年もかけてですね、これは要望してきていることであります。先日も同僚議員の方でカヌーに対する水質の問題もありました。観光事業、それから農業用水だけでありません。金浦の場合、元町の農業者は耕作しておりませんが、いずれこれはもう観光事業にも関わること、地域住民の環境衛生問題に関わることでありますので、担当部課所を越えてですね、にかほ市として申請していただくと。それで、こういうことありましたので、環境部課所4か所、私も渡っていろいろお話聞いてまいりまして、そして振興局の方の担当課の方にお話をしに行ってまいりました。そしたらやっぱり先ほど言われたとおり、農業用水としての水利権は5月9日から9月6日までだと。それから水利権なってないので、その間でも、例えば竹嶋潟、観音潟なんていうのは、観光関係で非常にお客さんも来られるわけです。そのとき、ああいうような状況では、非常ににかほ市として恥ずかしい状況でありますのでですね、ぜひ県のほうとしっかりと協議なされてですね、担当部課所を越えてにかほ市としての対応といいますか、そういうような形で県の方に申し出て解決策を考えていったらいいんではないかと、そういうふうな考えは市長としてはございますでしょうか。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 細かいやり取りについては担当からお答えさせていただきますが、議員がおっしゃられるまでもなく、市としてはこれまでもいろいろとこの問題については重大なことであると考えて取り組んできておりますし、私の方からも担当――当然のことながら担当が動くということは市が動いているわけですから、担当だけで動かしているわけではありません。私の方からも市担当については、こういう方法はどうか、こういう方法はどうかというようなことに、ありとあらゆることを考えて、それを伝えておりますが、できることとできないことについて厳しい返答を私自身いただいているところであります。やらなければならないということで、一旦小さい潟の方の泥上げはやってみて、その実証実験という形でやってみて、その効果があることは理解はしましたが、それも長くは続きません。そう考えたときに、通水をさせることはできないのかということも、何度となく担当の方に言っておりますが、先ほど答えたようにいろいろなところの壁があるということであります。

しかしながら、これは取り組まなければ先が見えてこないということで、既に取り組むことについては、もう交渉というか検討に入らせていることは私の方からお伝えしておけることだと思います。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) ぜひですね進めていただきたいと。これは先ほど、観光だけのお話しましたが、市長がお話されたようにですね、この水は海にも流れています。そういう汚染されたアオコの腐れたような水が海に流れていきますと、漁業にも影響があるということです。ですから、これは早急にですね検討されて、改善できるような方法で進めていただければと思いますので、関係部課所の部課長さんたちも検討をお願いしたいところであります。

では、この件に関しましては、皆さんの今後の対応を待つことにいたします。

2番目に入ります。若者支援住宅整備事業についてであります。

(1) 若者支援住宅事業に関しまして、当初の事業説明では、若年層へのアンケート調査を行い、事業に関するリサーチ専門者のアドバイス等により、事業総額20億から30億円をかけて1 L D K と 2 L D K、総計116戸の整備を行うという説明がありました。その後、令和3年の6月には、1 L D K の希望者が多いということから、1 L D K 100戸に変更。入居者の予想は、およそ質問したところ90%くらいは見込まれるという説明がございました。

整備事業の推進が図られて、そのようにきていますけれども、事業計画にあっては、コンサルト料として、令和2年度には977万9,000円、令和3年度に若者支援住宅整備委託料として792万3,707円が支出されています。そのほかにも別会計から出ているようです。また、建設用地、100戸分の取得として8,000万円以上の経費が既に支出されております。

本事業は、当初、PFI手法を用いてハウスメーカーに建設と管理を委託し、市は30年かけて費用を支払うという計画が示されていましたが、その後、資材高騰等により、事業総額40億円を超える見通しとなったことから、事業の一時停止とされておりました。

当初は、リサーチ社のアドバイスにより、にかほ市にとって1LDK100戸の整備が有益であり、30年間の建設業者への支払いも可能ということから、整備事業の年度計画を議会でも承認し、事業の推進が図られたはずです。

しかし、本年度の9月議会において、整備計画の説明では、当初整備戸数の100戸から80%減の1 LDK20戸の建設から始め、需要の様子を見て増設するスモールスタートで整備を進めることとし、 債務負担行為限度額の7億2,000万円の補正予算案が提出されました。

また、支払いは20年かけて行うとしています。支払いは、賃貸料収入だけでは不足するということから、一般会計からの支払いもあるという説明もありました。

当初計画から大幅な事業計画変更、また、これら確実に進む人口減少による自主財源の減少が懸念される状況下において、多額を要した本事業が本市の将来に有益な事業であるのかという市民の疑問の声も昨今聞こえるようになってきています。異論はあれ、議会で事業を承認していることから、本事業の有益性について議員として市民に対して説明する責任があります。そこで、市民が疑問を抱いている次の点について質問いたします。

①20年かけて業者へ支払う金額の中で、一般会計からの支出金額(市の持ち出し)は、幾らと想定しているのか。さらに、20年間での支払いが済んだ後の賃貸料は市の収入となるのか、また、施設管理はどこで行うのか。

②当初の計画を大幅に変更せざるを得ない状況に陥った現状を見ると、当初整備計画をアドバイスした業者選定は適切だったのか。若者支援住宅整備計画案の基本的構想そのものが、緻密な構想、協議や将来の社会動向試算に欠けるものではなかったのか。

令和5年度の実質単年度収支が赤字であるにかほ市にとって、本事業計画の推進がにかほ市の20年後まで見据えて本市の財政や次世代に負担をかけることのない将来のにかほ市に有益なものであると言えるのか、市長の見解を伺います。

③補正予算とは、基本的には主に緊急に必要とする予算を計上するものと考えます。このような 大型経費を必要とし長期にわたる支出を伴うような事業は、補正予算として計上するのではなく、 綿密な計画の下、当初予算に計上して進めるものではないかと考えますが、市長の考えを伺います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) それでは、2番目のご質問にお答えをさせていただきます。

全般にわたって市長の見解をお伺いするということでありますので、その部分について私の方からまずお答えをさせていただいて、細かいところについては担当の方からお答えをさせていただきます。

まずは、これまでも申し上げておりますが、この施設の有用性については全く当初と変わることはありません。議員がおっしゃるように、施設整備から管理運営に係る費用についてを無駄というふうにおっしゃられますけれども、そもそも論として行政が手がける施策の多くは、民間では利益にならない領域のものであり、バランスシートがプラスにならないものがほとんどであるということはあります。

もう一つのそもそも論として、行政が利潤を追求することはできません。できるのは公企業会計 を採用している今では上下水道ぐらいのものであります。ですが、それだって大幅な利益を追求し、 余剰金をため込むことは制度上、規制をされているところであります。

例えば費用対効果の論法を基に他の実例としてB&G海洋センターを挙げてみますと、令和5年度の決算を見れば、利用料などの諸々の収入が339万8,106円であります。それに対して人件費や光熱水費などの歳出が4,055万8,630円と、差し引きすれば3,716万524円のマイナスとなります。つまり、目に見える数字だけで追いかけたらB&G海洋センターは、すぐに閉鎖をしなければならないということなります。ですが、B&G海洋センターには、目に見えない、数字では表わせない効果があります。子どもたちの水泳という種目に対する体験もありますが、何よりもその利用者の多くが高齢者の方々であり、健康の維持と増進のために大きく役立っていると思われますので、その効果を数字だけで表わすことはできないということが言えます。

今取り組んでいる若者支援住宅の目的が、若者福祉の実現を目指した取り組みの一つであるということは、これまでも何度も述べさせていただきました。この若者支援住宅の大きな目的は、若い人たちのリビングコストを下げて自立できる環境をつくり出すということにありました。このことは何度も申し上げてまいりました。そもそも経済的問題により、自立し、結婚に向かえない若者が増えてきていることが、今、全国的に大問題であるといわれるようになっています。私はこの兆候

を早めに捉えてこの施策を展開することを決めていたというわけであります。もちろんこの施策を展開するときの効果は見込んでおりました。事業効果が全く見込めないような事業をするわけがありません。その事業効果のゴールは、人口減少の対策であります。仮に人口減少を止めることはできなくても、少なくとも出生数を増やし、地域コミュニティが維持できるような取り組みをしなければならないと誰しもが認めていることであります。そのためには、単に子育て支援だけでなく、既婚・未婚への対策を講じなければなりませんし、さらには、そのためににかほ市にいる若い人たちがさらに残れるような環境づくりが必要とされます。地元にいる若者が出会い、結ばれ、自立できるような環境づくりを、今は行政が求められております。そして、そのための取り組みを始めていることはお分かりいただけているものと思います。

また、にかほ市の環境に魅力を感じて市内に移住する人も増えております。そのような人の中には、にかほ市が進めているワーケーションや起業環境の充実により、若い人たちが市内に関係性を持ち始めている人も増えてきております。

また、市内の中小企業の社長さんなどの方々からは、働く人を市内で確保できないことから、市外から若い人たちを採用しているが、彼らの住むための賃貸がないとの声が寄せられております。また、市内大手企業の独身寮は、既存及び新規、さらなる増築計画などがあり、これを単純に計算すれば600からの戸数があることになります。彼らの入居制限が過ぎた後、近隣他市の賃貸アパートに転出していってしまっているのが今の現状であります。これらの受け皿がなければ、若い人たちを市内にとどめることはできません。それらを単純に総計しただけでも、相当数の良質な賃貸が必要となりますし、彼らの流出を防ぐことができることの効果は決して小さいものではないと考えております。

これらの若者が地域に定着できる道筋、あるいは活躍できる環境をつくり出すだけでなく、市内に暮らす若い人たちが自立し、結婚に向かえるような環境を創出することが若者福祉の目標であり、この手段の一つが若者支援住宅であるということは、これまでも何度となく申し上げてきているところであります。

だからといって大きなコストをやみくもにかけることはできません。先ほど議員がおっしゃったように、当初はイニシャルコストの軽減とコストの平準化を目指して、単純なPFI方式を目指していましたが、その後の世界情勢による金利上昇と物価高騰により、従来の方式での事業実施は困難であると考え、事業の見直しを図ったわけであります。その結果として提示した内容は、今提案されている内容であります。確かに最初に提案したものとは違いますが、私としては政策目的の実現に向けた取り組みであるということに変わりはありません。あくまでも目指す山の頂上は同じでも、山の登るためのルートや速度を変えているにすぎず、より安全性の高い登り方を選んだということであります。

- ●議長(宮崎信一君) 企画調整部長。
- ●企画調整部長(地方創生政策監) (須田美奈君) それでは、齋藤議員のご質問にお答えいたします。

初めに、(1)の①についてです。

若者支援住宅整備事業につきましては、国の交付金事業等の財源を確保して進めることとしまして、国の地域優良賃貸住宅制度を活用した公営住宅として整備をすることを、これまでも繰り返しお伝えしてきたところであります。

施設整備に伴う経費につきましては、国の交付金と起債を活用し、建設完了後に一括で支払うこととしております。その後の20年間の維持管理費と運営費については、毎年、運営事業者に支払うこととなりますが、この財源については経費の全額に入居者からの使用料収入を充てることとしておりますので、基本的には市の持ち出しはないものと想定しております。ただし、建設費に係る起債の償還につきましては、他の事業と同様に一般財源からの支出となります。入札前の段階ですので収支計算の詳細については公表を差し控えますが、使用料収入を起債の償還に充て、不足する部分を一般財源から償還していく手法については、これまでの公営住宅の整備と何ら変わるものではありません。

ご質問の市の持ち出しの想定ですが、若者福祉政策として家賃設定を低く抑えることによって、 当然のことながら一般財源の負担額も変わることになります。これについては、様々な試算を行っ ているところでありますが、概算の段階ですので、より精査した金額をもって今後はお知らせした いと思っております。

いずれにしても低廉な家賃設定により、若者の経済的負担を軽減することで、市内の人口減少の抑制、地域活性化など、市の持ち出し以上の大きな効果を期待しているところであります。また、賃貸料については、先ほど述べましたとおり、入居開始当初から市の収入となりますし、ご質問の施設運営事業が終了した令和21年以降においても、引き続き市の収入となるものであります。また、運営事業終了後の施設管理につきましては、引き続き公営住宅として市が管理するものとしております。

次に、②についてお答えいたします。

議員のご質問の前段で、これまでの経緯について触れられております。これについては、昨年3月に佐々木正勝議員の一般質問にもお答えしましたように、令和3年5月の議会全員協議会において説明した当該事業を実施する理由や整備内容などの概要がこれにあたるものであります。

当時の説明は、同年3月にまとめた基本構想、基本計画の概要版を資料として提示し、そこに記載した必要戸数116戸や間取り2DKといった概略を申し上げたものであります。

これらの情報や数値については、委託したコンサルタント業者が、あくまでもその時点で取得し得る既存情報やデータ、意向調査の結果等を基に導き出したものでありますので、結果的に計画が変更になったからといって業者選定が不適切だったとは考えておりませんし、社会動向試算に欠けたものとも捉えておりません。むしろ、綿密なデータを基にはじき出してくれたものと考えております。

しかしながら、基本構想、基本計画に記載したこの116戸2DKに固執するような、この数字ありきでの事業説明ではお話をしたことはございません。

どんな事業においてでもそうですが、事業を進めるにあたっては、何度も検討を重ね、それこそ 実際に動き出す直前まで検討を加えて、最終的な仕様や実施内容を定めております。本事業におい ては、これから事業者選定を進めていきますが、引き続き検討、調整を重ねた上で、最終的な要求 水準書というものを決定しまして、入札公告において示すことになります。

これらを踏まえてご質問の将来のにかほ市に有益な事業と言えるのかについてお答えしますが、 令和5年1月の議員全員協議会において説明しましたとおり、日銀の長期金利引き上げの発表と資 材費、人件費の高騰を受けて事業費の増加が見込まれることから、国の交付金事業を活用すること として事業を一旦停止したところであります。これにつきましては、一旦決めたことを強引に推し 進めるのではなく、議員のおっしゃるとおり、本市の財政や次世代に過度な負担をかけることのな い将来のにかほ市に有益なものにするために決断したことであります。計画変更により国や県との 協議に時間を要したことから、事業に遅れは生じましたが、将来のにかほ市にとって有益な事業で あることは変わりないものと認識しております。

次に③についてですが、この事業につきましては、進展があるたびに議会全員協議会や説明会などの場で状況の説明をさせていただいております。昨年11月には、敷地造成事業に関する説明会を設けましたが、建設事業本体につきましては、地域優良賃貸住宅制度を活用して令和7年度の交付金を受けて整備することをその場で申し上げております。そして、その計画に沿って令和7年度の交付金を活用し、PFIによる総合評価落札方式の入札手続を進めるために、先の9月定例会において債務負担行為設定の承認をいただいたところであります。これは令和7年度予算への計上となるゼロ債務負担行為の設定でありますので、補正で予算を計上したものではありませんし、あくまでも事業者の選定を進めるために設定したものであります。

仮に、このタイミングで債務負担行為を設定せず令和7年度の当初予算に事業費を計上し、新年 度に入ってから入札公告を行うとなれば、事業の進捗に半年以上の遅れが生じることになります。 これらのことを考慮の上、計画的に予算措置を行っていることをご理解いただきたいと思います。

●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。

●2番(齋藤光春君) 議案提案の説明会において我々の方には詳細にお話をしていただいておりますけども、これはコロナ、それからウクライナの紛争等があって資材高騰等の世界状況、社会状況の中での社会変化、状況変化があったということは理解できますけれどもですね、例えばあの時点で30億円で1年間1億円ずつ返済するという計画が、40億円なったからやめると。逆に言うとですね、あの時に100戸に必要性があるといったことから、その状況が変わったからというんであれば、なぜその時点でプロフェッショナルである行政の皆さんがですね、最悪の事態、最高の事態、それから普通の事態、全てのことを加味した上での検討はなされたのか残念に思います。でですね、この中で、例えば20戸で状況を見て増設を増やすと。例えばですよ、7億2,000万円、このまま使うかどうか分かりませんが、これは5分の1であります。掛ける5にすると36億円になります。そうすれば30億円ではいいけど40億円では高すぎるというような状況では、またちょっと違ってくるんじゃないかと。それからですね、もう一つは、先ほど市民のため、それから結婚の出会いのためということですが、これは結婚とかですね人生観に関しては個人的な問題でありまして、こちらの方で設定するとかしないとかっていう問題ではないと私は考えますけれども、ただ、これはですね、可能性はあるということで出せるというんですが、ただ、この自立して経済的な負担を減らすとい

うことで充実させるということなんですけども、むしろ家族でいた方が生活費は減るわけですので、かえって貯金は貯まるんではないか。そうすれば、結婚とかですね独立に対する準備は可能なんではないかと私は考えるとこなんですけども、いずれこのような形で進めていきたいと。一つはですね、市民に対する負担はないのかということに関しましてですね、今は大体人口比でいきますと、生産年齢、それから若年、それから高齢者の負担でいきますと約2倍くらいですか、2人に1人くらいの支えがなっていますが、20年後となりますと65歳以上の高齢者の割合が約50%になります。生産年齢の方はもっと少なくなりますので、対比がですね大体、生産年齢1対0.8くらいになるんじゃないかという推計も出ております。そうしますとですね、今の税の負担と、それから後々に減少していく負担では、生産年齢者、今、若い人たちが受ける負担というのはかなり違ってくるんではないかと思いますけども、そこら辺のところも計算されて財政的には、市の財政として当然税収も減るわけですから、そこら辺は大丈夫だと言えるのでしょうか。どなたでも結構ですけど、お答え願えますか。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 今の現状の財政状況を将来にわたってという、当然のことながら人口予測に基づいて計算はしますが、先ほども申し上げましたとおり、今取り組まなければさらなる人口の落ち込みが考えられ得るということも十分に認識しなければならないと思っています。私は、市長という立場の中で、今これをやらなければならないということを政策決定し、決断をして取り組んでいるわけです。そこが私に与えられた権限でもありますし、それを私は怠ることはできないというふうに思っています。確かに何もやらなければお金は残ります。お金は残るかもしれませんが、そのお金が果たして有益なものになるのかということを私は市長という立場で考えているというところであります。
- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番(齋藤光春君) よく行政の方は取り組みが遅いと、民間の方から言われることがありますけども、これは当然のことでありまして、市民なり県民なり国民なりに、後々負債を抱えさせてはいけないというところから、慎重審議の上で将来的な詳細も含めた検討をした上で事業を進めるわけですので、やるかやらないかと、もうやらなければ現状のままだとか、絶対失敗されないことであるということを認識した上で行政の皆さんはやられていることだと思います。ですから、このようなことで私がお聞きしているのは、そういう試算もですね、例えば年度ごと、人口減少、それに対して税収入等が不足していった場合、減少していった場合の対処は可能なのかということを聞いているわけで、その年度ごとにですね減収に対する支出、またはこの維持管理ということが大丈夫なのかという計算、試算はしていらっしゃるのかということをお聞きいたします。
- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 現状のかかる経費の計算上から、先ほど言ったように家賃においてその運営費を賄うということが大前提にはなっています。

しかしながら、先ほど来述べているように、若い人たちに対するリビングコストを下げるという ことを目的にしていることから、家賃補助を考慮しているということでありますので、今後の持ち 出し部分については、その家賃補助をどのぐらいにするかということであります。当然のことながら、そうなればその家賃補助が大きな財政負担をかけて市の財政を逼迫するようなものになるというようなことはあり得ないということであります。

- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番 (齋藤光春君) 単純計算で生産年齢の今の状況では、約二十七、八億くらいですか、税収が、所得税等があるんでないかと思いますけれどもですね、例えば20年後の生産年齢が減ったときの、人口減少して減ったときの税収というのは、どれくらいが予想されるかという計算はなされていますでしょうか。
- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 今の議論の中で、その数字が必要であるかというのは、ちょっと疑問に思います。私は先ほど来言っているように、この事業において財政を逼迫させるような負担があるのかといったときには、それはないということを言っているのであります。どのぐらいのじゃあ負担が毎年起こるのかというと、ここで数字を申し上げると一人歩きするから言えませんけれども、今想定している数字では、かなり低い数字——かなりという言い方をすると、また語弊があるかもしれませんが——十分に賄い得る数字であるということになっています。将来的な市民税、住民税とこの若者支援住宅の将来的な負担との兼ね合いが、ちょっと私には分かりづらいということであります。
- ●議長(宮崎信一君) 齋藤光春議員。
- ●2番 (齋藤光春君) 最後の質問で終わりますけども、様々リサーチ社の方でいろいろ人口減少、 秋田県ももう30年後は55万人前後くらいしかならないという中で、うちの方でも30年後となればかなり低いと。それから、20年後であれば、あと約1万5,000人は切るんではないかというような推計のデータも出ておるようです。その中で先ほど言ったとおり、生産年齢、それから福祉、それから様々な医療費等の高齢者で膨らむことに対して、このようなことが減少していった中での維持管理ということが求められてくるわけですから、そこら辺のところで、絶対それは心配——今のお話だと、市長の市政報告でも減少していくんだと、それから、国からの交付金も減るんだということを述べられていますので、これはもうこういうような事業をやっていっても大丈夫だということを再度確認して終わります。
- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) ちょっと議論の論点が、私にはちょっと分かりづらいんですが、20年後に、あるいは30年後の人口推計を見て、その推計にあるんだから何もしなくてもいいという発想は私は与することはできません。私とすれば、今ある予算の中であっても、先ほど答弁述べましたように、できるだけ低コストで安全な山道を登るかのごとくに、取り組みながら、事業効果を発揮するための取り組みを行うというふうに決断をしてやろうとしているわけです。その中で財政破綻を起こすような、議員がおっしゃるような財政破綻を起こすような取り組みを市が、行政がするわけがないわけです。そう考えれば、当然のことながら将来的な十分に可能性がある、実現性がある、安全性があるということを担保しながら進めていくというのは当然のことだというふうに申し述べておき

ます。

●議長(宮崎信一君) これで、2番齋藤光春議員の一般質問を終わります。 昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午後0時04分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長(宮崎信一君) 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、15番森鉄也議員の一般質問を許します。森鉄也議員。

【15番(森鉄也君)登壇】

●15番(森鉄也君) それでは、一般質問をさせていただきます。

大きく二つに分けて質問をさせていただきます。

初めに、旧上郷小学校、「にかほのほかに」の管理運営についてでございます。

これまでの経緯から述べさせていただきます。

旧上郷小学校の利活用事業は、平成30年に閉校した上郷小の旧校舎を活用して関係人口の創出や 地域の活性化を図ろうと、令和元年度から令和4年度まで整備してきたものであります。

この情報交流拠点施設「にかほのほかに」は、一つの運営事業者が体育館を除く施設全体を総体的に運営する方式として、プロポーザルで公募した結果、唯一応募のあった株式会社ダイキ・ホールディングス社の提案を了とし、令和5年4月1日に5年間の無償施設使用貸借並びに施設管理運営委託契約書を取り交わしております。

営業に係る許認可等準備に一定の期間を要したため、本格オープンは1年後の今年令和6年4月5日となりました。地域住民からの声として申し上げますが、オープンしたことも分からない、施設周辺から見ても目立った看板等も見当たらない。営業しているのかどうかも分からないといった声が多く聞こえています。先の令和5年3月会派質問に対し市長は、4月の契約締結後、全体のグランドオープンとは別に、体制が整い次第、部分的に順次オープンを進めたいと答弁されましたが、市民並びに地域住民からもオープンとは思えない状況と受け止められています。

施設整備の目的がこれまで、そして今後も達成されるのか疑問を持たざるを得ません。以下について何います。

(1)委託契約書にある委託事業6項目についての実施状況及び施設の適正管理と有効利用の面から、市はどのような評価をしているか伺います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) それでは、森鉄也議員のご質問にお答えをさせていただきます。 最初に1番の(1)市の評価についてでありますが、議員のおっしゃるとおり、委託事業6項目のう ち現在まで実施されているのは、校舎1階におけるカフェのみで、そのカフェの経営も必ずしも積極的な運営状況にはないと感じております。現状では、契約が完全に履行されているとは言えず、課題がある状況であると認識をしており、施設所有者及び運営委託者という立場から市民の皆様、特に地域住民の皆さんに対しては大変申し訳なく、率直に反省をしているところであります。

契約に基づき施設の管理運営を委ねているとはいえ、旧上郷小学校は公共施設であり、地域のシンボルでもあることから、現状に課題があることを認識の上、運営事業者とは今後の取り組み方、地域の連携について協議、指導を行っているところであり、今後も運営事業者と協力し、地域の期待に応えられる施設運営となるよう、引き続き改善を図っていきたいと考えております。

なお、補足説明等については、担当の部課長が行いますので、よろしくお願いします。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) 今後に向けた市長のご答弁もいただいたわけですが、この施設については5年間の無償貸借ということでございます。市は契約書に規定する施設の有効かつ効率的な活用を求める必要があるのは当然でございます。それで、個別にマルシェ、あるいはサウナ、宿泊、グラウンド、プールといった各運営事業とともにホームページ、あるいはSNS等の情報発信による関係人口創出事業の運営委託もされているわけですが、それらの状況も伺います。

また併せて、市は委託事業者の管理運営状況を確認し、場合によっては説明や報告を求めて、立ち入り調査も契約上は可能だと思います。契約書第5条では、企画提案書に従って善良な管理者の注意をもって委託事業を履行し、施設を管理及び利用しなければならないとされております。建物以外の場所についても、校内の草刈り、あるいは樹木の剪定などの環境整備も含め、残念ながらこの規定を満たしているようには思われません。これまで事業者に対してどのように市は対応されてきたのか、再質問とし、伺います。

- ●議長(宮崎信一君) 企画調整部長。
- ●企画調整部長(地方創生政策監) (須田美奈君) それでは、森議員の再質問にお答えいたします。

先ほど市長の答弁にもございましたけれども、現状につきましては、委託事項の履行が一部にと どまっておりまして、施設の効率的な活用が図れているとは言いがたい状況であります。そのため、 質問にありますようなマルシェ、サウナ、宿泊等の稼働につきましては、関係人口の創出について も限定的になっているものと認識しております。

繰り返しになりますけれども、事業者と連携して、引き続き運営の改善に努めてまいりたいと考えております。

また、もう一つのご質問でありましたけれども、今答弁した内容と一部重複いたしますが、施設 校内の草刈り指導、そして上郷地区地域振興協議会のイベント開催によるグラウンド利用など、必 要に応じて連絡調整を行っているところではありますけれども、議員がおっしゃるとおり、残念な がら現状では、環境整備を含めて契約事項が完全に履行されているとは言いがたい状況であります。

運営事業者からは、現状と今後の運営に係る報告を随時受けている中で、運営状況の改善に向け、 定期的なイベント開催やその広報のための折り込みチラシなど、PRなどの改善策が示されており ますので、引き続き協力、連携、指導の上、適切な運営に向けて一緒に取り組んでまいりたいと考えております。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) 今、ご答弁の中で、運営事業者も、これからPRなども含めて進めていきたいというようなことのようでございますが、確かにPR不足は否めないというところを指摘させていただきたいと思います。

それでは、(2)番に移ります。

委託契約締結後の令和5年5月11日に「にかほのほかに」に上郷自治会役員12名、地元市議として私と齋藤進議員、株式会社ダイキ・ホールディングス社から社員2名と、設立しようとする日本語学院関係者2名、それに市当局4名による「旧上郷小学校利活用に関する住民説明会」が開催され、予定事業のタイムスケジュール及び校内視察が行われました。

説明を聞いた限りでは海外からの留学生を受け入れる「学校法人日本語学校」の設立・開校がメインのように私は受け止めました。

委託事業の項目にはありませんが、運営事業者の企画提案書にこれらに関する記載があったのか。 あったとすれば重要な事項ではないかと受け止めるところでございますが、どのような協議がなさ れたのかお伺いします。

- ●議長(宮崎信一君) 企画調整部長。
- ●企画調整部長(地方創生政策監)(須田美奈君) それでは、(2)のご質問にお答えいたします。 議員のおっしゃるとおり、契約書の委託事業に日本語学校の項目はございませんが、契約書の第 1条(2)に校舎等2階におけるレンタルオフィス及びコワーキングスペースの運営事業と記載され ております。

そして、企画提案書には、委託事業であるレンタルオフィスへの入居予定として日本語学校学校 法人有和学園の記載があり、運営事業者であるダイキ・ホールディングスが学校運営のため、2階 を貸し付けて事業を行う形で計画されているものであります。日本語学校が開校することで安定的 な賃貸収入の確保、域内での若年層の増加や新たな地域コミュニティの形成を見込むものとして提 案があったものです。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) 企画提案書の方にも記載があったというようなご答弁でございました。それで、これ後で述べたいと思いますが、いずれ日本語学校が開学するということになれば、どうしても3階の宿泊、あるいはサウナといったようなところは、どのような利用になるのかちょっと疑問を持つところでございます。

それで、その学校法人の関係でちょっと再質問したいと思います。学校法人の関係というか、これまでの学校法人の経緯について再質問も含めてしたいと思いますが、以前からネット上では認可未定として学校法人有和学園サンクパール日本語学院の設立認可を前提に、既に教員の募集もされていました。去る10月31日付の秋田さきがけ新報に、文部科学省は4月施行の日本語教育機関認定法に基づき申請のあった全国から72校のうち22校を日本語学校として初めて認定し、その中に本市

のサンクパール日本語学院も含まれていました。日本語学校の開校が具体化した際には、施設の利用形態が変わって、委託契約にある委託運営事業とは、少しこう、先ほど2階のスペースは委託業務に沿っているものだというようなご答弁でございましたが、少し意味合いが異なってくるのではないかなとも思います。委託事業内容の変更なども考えられますが、今後の施設の運営委託事業について、現在、事業者とは開校に関してどのような協議がなされているのか。そして、市は施設の設置目的に照らして、どのように捉えて対応していくのか。また、事業者とともに市として地域及び市民に、この日本語学校の開校についても事前に周知する責務もあると思いますが、市長のお考えを伺います。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 先ほど企画調整部長からお話させていただいたように、運営事業者である ダイキ・ホールディングスさんが日本語の学校法人ですね、先ほどサンクパールと言っていました か――が借り受けて運営しようとしているものでありまして、今回の認定を受けて令和7年4月1 日の開校に向けて準備を進めているということは確認済みであります。

学校運営が市と運営事業者の使用貸借契約上の事業外使用にあたるものではないために、特段の協議は行っていないということになりますが、市としては、契約にある6項目が確実に実行されるよう協議、指導を行っているところであり、今後も運営事業者と協力して地域の期待に応えられる施設運営ができるように働きかけ、あるいは改善を求めていくということになります。

なお、議員がおっしゃるように、PRですね、日本語学校ができるんだよというPRについては、これまでなかなか私どもにきちんとした情報が入ってこないのもありましたし、いろいろな関係の下で、あまり私どもも口外ができないところもありましたので、今後については報道もありましたし、きちんとした対応をしていかなければならないのかなと、私ども含めてですが、事業者側にもそれは求めていかなければならないというふうに思っています。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) 確かに今、市長がおっしゃられたように、国の認可が下りない以上は、情報発信もできなかったということもあろうかと思いますが、今、開校が決まった以上は、ぜひとも事業者と共に市も何とか周知に努めていただきたいと、上郷小学校はこのように活用するんだよというような、ぜひPRをしていただきたいと思います。

それで、先ほど冒頭でもちょっと私申しましたけども、1階のカフェについては、学生の食事なども恐らくやるのではないかなと、一般の方々も利用もできるということでいいんですが、2階のレンタルオフィス及びコワーキングスペースについては、ほぼ授業で利用されると。そうすれば、3階の宿泊、あるいはサウナなどの利用がどのようになされるのか、それはそれでダイキ・ホールディングスさんが学校法人とは別にやっていただけるものとは思いますが、市としてどのようにお考えでしょうか。

- ●議長(宮崎信一君) 総合政策課長。
- ●総合政策課長(髙橋寿君) 私の方からお答えいたしますが、3階の運営については、具体的に こういった形という形では話はしてないんですが、今現在運営しておりますいちゑと連携して、周

遊コースというんですか、そういったものをちょっと企画しながら、そちらの宿泊も促すという形で、決して2階の運営と同時の運営ではなくて、宿泊施設は宿泊施設として運営していきたいということを示されております。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) 当初の設置目的のとおり、何とかそのような方向で進めていただきたいと思います。サウナについては、かれこれ相当の期間、利用されていないというような感じも受けていますので、ぜひとも活用できるようにお願いしたいと思います。

それでは、(3)番にまいります。地域との連携について、市長からは地域との連携強化につなげるよう努力したいと繰り返し答弁をいただいております。

運営事業者の住民説明会での配布資料の中にも「市の方策によって、市民・地元組織を含めて行政と互いに連携・協力しながら「協働のまちづくり」へ参加するとしています。

近年、上郷地域では、若い方々が生まれ育ったふるさとに帰り、または移住し、サービス業を営む傍ら、イベントや地域おこしに取り組むなど、新たなにぎわいの創出と地域の活性化に果敢に取り組んでおります。

去る4月28・29日の全国の人気コーヒー店が一堂に会する鳥海山珈琲祭り「コーヒーフェスティバル」では、2,500人が訪れ、「にかほのほかに」との相乗効果も私は期待したところでしたが、連携までには至らなかったようでした。ただ、隣接する星城こども園の行事の際には、駐車場を一時開放、そして上郷地域振興協議会による花火大会でも、今年はグラウンドの利用の受諾と刈り払いなども行っていただいて、盛況に行うことができました。

地域との交流や施設の利活用といった面での地域との連携というところで、いまひとつ評価に至らないところもあると考えています。運営事業者のこれまでの地域との連携について、市長の見解と評価についてお伺いしたいと思います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

### 【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) (3)のご質問にお答えしますが、これについては前の答弁と一部重複をさせていただきますが、議員のおっしゃるとおり、契約に基づき運営を委ねているとはいえ、旧上郷小学校は地域のシンボルであるという特性からも、適切な施設運営や運営事業者と地域との良好な信頼関係の構築が絶対的に必要なものであったと考えているところであります。

これまでも地域との連携は非常に重要であることを繰り返し事業者にはお伝えをさせていただいたんではありますが、日本語学校の認可申請に大分注力されていた部分があることは確かであり、契約6項目に遅れが生じていたことについては、運営事業者側も素直に反省をしているところであります。これまでの答弁でもお伝えをしておりますとおり、地域との連携については非常に重要と考えております。改善が図られない場合には、契約事項が履行されていないものと判断する場合もあるということについて、運営事業者に対し強くお話をさせていただいているというとこであります。

関係人口の創出に向けた、市による相当程度の関与は必要であると考えておりますので、今後と

も積極的に関わっていかなければならないというふうに考えております。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) それでは、再質問なんですが、グラウンドはキャンプ場を計画しているようでございます。ただ、同時にグラウンドは小滝地区の避難場所にも指定されております。また、体育館は市が管理していますが、行事やイベントのときの体育館利用者の駐車場の確保など、これらについて運営事業者とはどのような協議がなされてきているのか伺います。
- ●議長(宮崎信一君) 総合政策課長。
- ●総合政策課長(髙橋寿君) そうすれば再質問にお答えしますけども、グラウンドの活用については、今、議員の方でキャンプ場という話もありましたけども、運営事業者の方で今検討を進めているところであります。

避難場所の使用については、防災課でも協定書等の締結について依頼しているところでありまして、現在、結べてはおりませんが、事業者としては災害時には当然対応するべきというスタンスでありますので、避難所として今後も活用できるように協議を進めていきますといいますか、活用できるものと考えております。

体育館のイベントに関しては、ケース・バイ・ケースの対応になるのかなとは考えております。 グラウンドの駐車場利用という意味ではないのかもしれませんけども、施設の校舎の北側、保育園 側ですとか、空きスペースの利用については、イベントの計画段階で運営事業者と協議して、協力 いただけるものと思っておりますので、その段階での協議で進めていきたいなと考えているところ です。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) 駐車場の利用については、市も間に入って調整していただけるということでいいでしょうか。——はい。ぜひ、できれば運営事業者との協定を取り交わすとか、そういうことをしていただければ一番確実なんですが、これ、地元の要望でもございますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

また、再々質問となりますけども、今後、日本語学校の開校も控えているということで、様々な 面で、なお一層の地域との連携が求められると思います。関係人口の創出、あるいは地域の活性化 のための情報交流拠点としての設置目的の達成、そして、その成果を高めるためにも、市のスタン スとして、場合によっては地域との仲立ち、あるいは後押し、助言なども必要と考えます。それら を踏まえてどのように対応するか、市長のご見解をお伺いしたいと思います。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。
- ●市長(市川雄次君) 議員がおっしゃるように運営事業者、あるいは地域住民、さらには市が連携を深め、あるいは意思疎通を図っていくということについては、大切であるということは前から申し上げているとおり、常々強く認識をしております。

先ほどもお答えしましたように、仮に日本語学校の運営が開始し、それが順調に進んでいたとしても、先ほど述べたように、地域との関わり方に何ら進まないとなれば、やはりそこは契約の内容を満たしていないというふうに認識をせざるを得ないということは、あらかじめ相手方には伝えて

いるということであります。先ほども申し上げましたとおりです。

とはいえ、私ども市としては、やはり地域とその事業者との相対だけではなくて、市がきちんと仲に入って仲立ちをするとかというようなことをしないと、なかなか地域の皆さんにご理解をいただくことも難しいのかなというふうには感じていますので、引き続き積極的に関わっていくということについて、やはり私どもは強く考えておかなければならないというふうに思っております。

当初の目的だった関係人口の創出、地域の活性化のための情報交流拠点ということの位置付けでありますので、これがその題目のように運営されていくよう、引き続き私どもは事業者並びに地域の皆さんと連携を深めていくということが必要であるということを最後に申し述べておきたいと思います。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) ぜひこれまでの市の取り組みが、地域、あるいは市民の皆さんの評価につながるように、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

それでは、次の2つ目の質問に入ります。部活動の地域移行についてでございます。

国では、教員の負担軽減や生徒が部活動に親しむ環境整備とともに、少子化を背景に、主に休日の部活動の地域移行を推進するとして、2025年度までの3年間を改革推進期間と位置付け、有識者会議で部活動改革の成果を検証し、来春をめどに2026年度以降の方向性を提言にまとめるとしています。

令和4年12月定例議会の一般質問で、2025年度までの地域移行に向けての意向調査や協議会設置への取り組み状況、課題、部活動指導員や外部コーチの確保と配置状況、推進計画策定に向けた基本的な考え方や進め方、密接に関連すると思われる令和5年3月に予定されている学校環境適正化検討委員会での検討状況について、それぞれ答弁をいただきました。

その後、同僚議員の一般質問もあり、現状での取り組み状況や課題などについて答弁をいただい たところでもありますが、これまでの答弁も踏まえて、以下について伺います。

(1) 先の答弁では、本市の部活動の地域移行については、令和5年4月から運動部の部活動指導員を3中学校に1名ずつ配置し、仁賀保中はサッカー、金浦中は柔道、象潟中はソフトボールの各運動部活動を先行して休日における地域移行の取り組みを行ってきているとのご答弁でございました。他市町村の情報を収集しながら、引き続き検討を続けるともしております。

現在の平日の部活動と地域移行による休日の部活動のそれぞれの参加状況など、どのような変化 があったのか、また、課題とこれまでの評価を伺います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、教育長。

【教育長(小園敦君)登壇】

●教育長(小園敦君) それでは、森鉄也議員の二つ目のご質問、部活動の地域移行につきまして ご説明いたします。

初めに、部活動の地域移行については、国では、森議員のご質問にあったように令和7年度までに改革推進期間と位置付け、運動部活動、文化部活動、両方とも地域の実情に応じて可能な限り早期に実現するということを目指しております。国の基本姿勢です。これを受けまして令和7年度末

までに県では、市町村ごとに少なくとも一つは部活動指導を地域移行することを目的に掲げておりまして、当然本市においてもこれをクリアできるように対応を進めてきているところであります。

具体的な対策としましては、部活動指導員の各校への配置で、本年、令和6月4月からは、にか ほ市全体3名から5名プラス2です——増員しており、仁賀保中学校に2名、金浦中学校1名、象 潟中学校に2名を配置し、教員の負担軽減に取り組んでいるところであります。

それでは、(1)の平日の部活動と地域移行による休日の部活動のそれぞれの参加状況についてご説明いたします。

令和6年5月現在、にかほ市中学校部活動の状況については、この後の(3)のご質問にも関連しますが、仁賀保中学校では運動部が八つです。文化部が四つ、金浦中学校では運動部二つ、文化部つつ、象潟中学校、運動部十、文化部二つが活動しておりますが、平日と休日の活動の変化としては、参加状況を含め特に変化はございません。このことは、部活動指導員を配置している部活動であっても実態として平日も――休日配置ですが平日も部活動指導員が休日と同じように指導していただいています。生徒は平日と休日の隔てなく、同じように取り組めているということになっております。

このような中、部員数が少なく、他校と合同チームを組んで活動している部活動も少なくない状況でございます。種目としては野球、バスケットボール、ソフトボール、サッカー等、団体競技が主なもので、合同チームを組んでいる部活動は平日は学校で活動しますが、休日は合同で、場所はそれぞれだと思いますが、休日は合同で練習をしていると。

また、既に地域クラブ化して活動している金浦TTC、これ卓球です——は、金浦中の女子と仁賀保中男子が所属しています。令和5年度から中学校体育連盟の総合体育大会にも参加しているところであります。

このほか中体連の総体への参加はできませんけれども、野球、サッカー、バスケットボール等の 競技でクラブチームとしてのメンバー加入をし、活動している生徒もございます。

課題といたしましては、生徒のクラブチームへの加入といった選択肢の広がりもあり、一方で、 学校の部活動部員数が減少していると。そして、部活動が休部あるいは合同チームとなったり、活動自体が翌年度の新入生の入部状況が分からないまま、見通せない状況にあるというようなことは 挙げられております。特に先にも申しましたように、団体競技ではその傾向が強くなっており、象 潟中学校ソフトボール部は、今夏の総体後に部員数がゼロとなりまして、休部の状態となっている 実例もございます。

また、指導者、部活動指導員の確保についても課題でありまして、市のスポーツ協会、スポーツ 少年団に所属している中学校の外部指導者、あるいは各競技団体から推薦をいただき、休日の地域 クラブ活動として受け皿となっているようなそういう団体、継続して協議を進めているところでご ざいます。

このような中で部活動指導員3名から5名ということで確保できていることは、地域移行への取りかかりとして成果を現わしているものと捉えております。

●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。

●15番(森鉄也君) クラブチームはできているということで、学校部活動の部員が減っているというようなお話でございました。

それで再質問なんですが、熊本市では、地域移行に伴って指導者不足を賄いきれないということで、地域移行を断念せざるを得ないという中間報告もなされているようです。本市でも今後の部活動指導員の確保が、先ほどのお話のとおり課題ではございますが、そのほか部員数の確保も重要な課題の一つでもございます。

一方で、学校環境適正化検討委員会の報告による学校再編、令和14年4月の3中学校の統合を目指すということになっております。統合までに7年余りはあるわけですが、この期間、残る運動部活動の地域移行について、先ほど冒頭に県の方針として地域の実情を踏まえて可能な限りというようなお話もございましたが、本市ではこの統合までの間に、どのような地域移行の方向性の考え方をお持ちか伺います。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、教育長。
- ●教育長(小園敦君) ご質問ありがとうございます。今、議員申し上げられましたキーワードをもう一度確認させていただきますが、地域の実情と可能な限りです。地域の実情と可能な限り。お話にあったように、部員数の確保に関しましては、これは先ほど申し上げたように、特に団体競技、野球、バスケットボール、ソフトボール、サッカー、にかほ市であれば団体競技のところは非常に苦しくてですね、そして合同チームを編成しているという場合がございます。地域内だけでなくて由利本荘市、隣の市との学校と編成しているという状況もございます。それに関連して、特にですね総体まではいるんだけれど、秋になって新人戦になりますと、1・2年生主体になると。3年生はいるんだけれど下級生がいなくてという状況も事情としてあるわけです。先ほどちょっと申し上げましたけれど。そういう3年生引退後の新人戦になると、なおさら厳しいという状況がございます。

ここで一つ、中体連という組織がございまして、我々中学校部活動におきましては、中学校体育連盟が認定し、承認するということが中体連主催の競技には必須条件だということでございます。そういう条件の緩和というのは、全国の中体連、県の中体連、そして市というふうにつながっておりますので、これは私どもとしても、中体連の動向をきちっと見ていかなきゃいけない中で、令和14年ににかほ市の中学校が一つになる、この7年間どういうふうにみていくのかというご質問ですけれど、これは地域の事情、つまりにかほ市の事情で、可能な限りやっていくと。具体的にいいますと、合同チームにつきましては中体連の縛りがございますから、こことしっかりと見極めながら中学校学校教育の中で何ができるかということを見ていくということになります。そして、クラブ化している、これはにかほ市の場合もクラブがございます。由利本荘市もございます。それから、都市部に行けばいろいろな形のクラブチームがございますが、合同チームの編成の在り方、考え方は、特に由利本荘市と一体化、学区というか学校教育も由利本荘市、にかほ市は一体化しながら教育を進めていくということもございますので、部活動にしても、これは全人教育の一環と捉えれば、当然ながら由利本荘市との協議調整を図りながら、そして戻りますが、中体連との協議を重ねていく必要があると、このように考えながら見ていきたいというふうに思っております。以上でござい

ます。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) 中学校の統合までには市の事情、あるいは可能な限りということでご答弁いただきました。まさにそういうことになろうかとは思いますが、一方で、由利本荘市との合同というような、共同というような形もあろうかと思います。

それで、(2)番の方に移りたいと思います。部活動の地域移行のメリットとして、部活動の選択肢が広がるとも言われております。生徒の希望によって、平日は所属校での部活動、あるいは休日は地域移行による別の部活動、あるいは地域クラブ参加など、個々が気軽に複数の部活動を楽しむことも可能かと思います。先の全県中学総体では、昨年から参加が認められた地域クラブチームの躍進との新聞報道もありました。クラブチームが増えると生徒の選択肢は広がりますが、一方、学校部活動の部員減にもつながり、有力選手を集め試合に臨むクラブチームは、勝利至上主義との声もあります。地域移行後は学校の活動ではないため、生徒の安全上の不安、交通機関の運賃、参加費、保険料、場合によっては会場使用料など、保護者の経済的負担増なども懸念されるところであり、スポーツ庁では、自治体による参加費補助など支援策を検討するよう求めてもいます。

本市では、費用面の支援や大会の在り方について、どのようにお考えか伺います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、教育長。

【教育長(小園敦君)登壇】

●教育長(小園敦君) それでは、(2)のご質問にお答えいたします。

これまで学校部活動は、教育課程外の活動でありましたが、体力、それから技能の向上を高める目的以外にも、生徒の自主的で多様な学びの場として、その教育的意義が大きいことから、学校教育の一環として行われてきたものであり、本市でもこれまで各種大会等の派遣に係る参加費や輸送費等を補助してまいりました。地域移行後につきましては、学校管理下から離れることになるため、現状においては学校活動との観点からの助成といった教育分野からの支援制度はありませんが、スポーツ振興の面からクラブチーム等が全国大会への出場に対する補助制度を設け、支援しているところでございます。

先ほど議員が述べられた熊本市の例があるように、様々な動きがあるようですので、他県、あるいは他市町村の事例や動向等の情報を収集しまして、関係所管課のスポーツ振興課、あるいは教育委員会内生涯学習課とともに協議、検討をしていきたいと、このように考えております。以上でございます。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) それでは、再質問になろうかと思いますが。

ちょっと時間が経っていますが、8月の新聞報道で当時の文部科学大臣は、スポーツや文化・芸術に親しむ機会の確保は重要としながらも、実施主体の体制整備、あるいは指導者確保、参加費用の在り方など様々な課題に直面しているとも述べています。

本市においても具体的な課題が浮かび上がってきているものと思いますが、在学生の保護者、そ して今後、中学校入学を控えている生徒の保護者の方々のご意見等も非常に重要ではないかと考え ますが、どのように把握されているのか伺います。

また、先の同僚の一般質問に対するご答弁では、市内の3中学校を一つの枠としたオールにかほのチーム、例えばでございますが――でも大会参加について、教育長は、中体連会長に伝えたい旨、私としては賛同のご意思と受け止めましたが、その後の経緯を伺えればと思います。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、教育長。
- ●教育長(小園教君) 初めにですね、保護者の意見の把握でございます。これ、令和5年2月当時の市内中学校1年生とその保護者、そして小学校の5・6年生とその保護者、さらには当時の中学校の教職員、市内部活動外部指導者、スポ少の指導者に対して、部活動と休日におけるスポーツ、文化、芸術に関する調査、アンケートを行っています。このアンケートを踏まえて検討を進めていくというのがベースになっています。一部を紹介しますと、休日の部活動が地域の指導者が指導する活動になったら参加しますかということに対しては、小学生、中学生、8割方「イエス」と答えています。参加すると。したくないの理由がですね、ゆっくり休みたい、好きなことをして過ごす時間が欲しいというものでございました。

保護者は、ほとんどが参加させたいという考え方です。

一方、教職員が休日、地域の指導者として協力できますかという問いに対しては、ほとんど厳し いと否定的な意見が多かったという内容でした。

にかほ市は、今、教職員の多忙化防止を考えつつ地域の連携の形で部活動の担当者を、できれば 教職員から地域の指導者に替えていくという、そういう方法を考えております。

部活動指導者や外部指導者、スポーツ少年団指導者からの理解と協力、これスポーツ振興課との 対応もございますが、相談しながら進めていきたいなというふうに思っております。

それから、私の発言しました「オールにかほ」に関しましては、その後すぐ当時の由利本荘の中 体連会長であります当時の本荘北中の校長先生に思いを伝え、お願いしたいというふうに伝えてい ただき、校長変わりましたんですが、北中の校長変わって現校長もそれを引き継いでいただきまし て、私の思いは伝わっています。

しかし、先ほど申し上げましたように、ルールがきちんとありまして、その中体連の合同チームの参加規定というのがまだ認められていない部分が現状でございますので、実情・実態に見合った取り決め、意見というものがなかなかまだそこまでいってないと。今後も、特にですね先ほど申し上げました由利本荘市との合同チームもございますので、この由利本荘市とも相談しながら協議、意見調整に努めてまいりたいと、このように考えております。以上でございます。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) それでは、(3)各中学校の運動部と文化部の状況についての先の一般質問の答 弁では、仁賀保中は14、金浦中は6、象潟中は12とのことでしたが、国では運動系と文化系、双方 が足並みを揃えて令和7年度末までの休日の地域移行を求めているところでもあり、各中学校にお ける文科系部活動の数や活動状況について伺います。

また、文科系部活動の地域移行については、文化芸術団体などが運営主体になるとも考えられますが、どのような課題があり、今後の進め方も含めどのように検討されているのか伺います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、教育長。

【教育長(小園敦君)登壇】

●教育長(小園敦君) それでは、(3)の文化系部活動に関する地域移行にお答えいたします。

現在の文化系部活動は、仁賀保中学校に吹奏楽部、美術部、理科部、家庭部の四つ、金浦中学校は吹奏楽部の一つ、象潟中学校に吹奏楽部、美術部の二つ、このようになっています。各校とも吹奏楽部があり、文化系部活動の中でも特に活発な活動が見られるという部活動ですので、唯一休日も活動しております。各校ともに部員数が大きく減少し、大編成を組めずに3校とも小編成にてコンクールに出場しているという現状です。

そこで、休日における地域移行としては、議員のおっしゃるとおり、文化芸術団体等が運営主体となることが考えられており、課題としては、指導者の確保、それから練習場所の問題、そして楽器の輸送等、これが想定されます。このことについても関係団体と協議していく必要があると、これが大きなポイントと考えております。

また、平日の部活動についても、地域移行できる種目から検討していきたいというふうに考えています。以上でございます。

- ●議長(宮崎信一君) 森鉄也議員。
- ●15番(森鉄也君) それでは、再質問という形でさせていただきますが、先日、教育民生常任委員会で視察しました長野県千曲市、これが人口5万8,000人でした。そして、隣り合う坂城町、これが人口1万4,000人、この両市町は共に地域の子どもたちは学校を含めた地域で育てるということを共通認識として、全ての子どもたちのスポーツ、文化芸術活動を保証するとの基本理念の下、2自治体による千曲・坂城クラブを設立しております。双方の行政は教育委員会になりますが――が主体的に責任を持って保護者からの課題等に向き合い、解決しながら地域移行を進めているという事例でありました。その中で、やはり会費については、少ないという見積りでしたが3,000円ぐらいが限度かなと、本来であれば5,000円ぐらいの会費があればなということでした。あと、賛助会員というのも設けていまして、そちらからの会費等も含めまして、ただ、やはり運営資金の確保が最大の課題のようでございました。

先ほど来、教員の負担軽減という地域移行だわけですけれども、指導者の希望を取ったところでは、そこでは教員が38%、地域移行の指導員を続けたいと、そういうことでございました。この視察でそのようなところでうかがってきたわけですが、スポーツ庁によりますと、休日の地域移行を令和25年度までに予定しているのは、運動部で54%、文化部で45%、平日の地域移行は運動部が31%、文化部が27%とのことでした。国は平日の部活動の地域移行も、今後進めていくともしていますが、当市での平日も含めた地域移行の在り方、進め方について、先ほど来お答えもいただいているところでございますが、どのように検討され、教育長はどのようにお考えか再度伺いたいと思います。

- ●議長(宮崎信一君) 答弁、教育長。
- ●教育長(小園敦君) 平日への部活動の移行の検討ですが、公的な見解としては、現段階でそこまでの検討はできていない、これが実情でございます。先ほど申し上げたように、本市では休日と平日関係なく指導員が来ていただいているところに関しては、スムーズにいくかもしれませんが、

全体的に見ると指導者不足であるというのが否めません。特に吹奏楽に関しましては、芸文協の、例えば佐藤倉太郎さんであるとかですね、地域の知恵者のご意見を聞きながら進めていかなきゃいけないですし、それから、吹奏楽の先生も、やはり土曜日、日曜日は忙しかったりというのもございます。ですので、現状は地域移行の平日の移行までというのは、ちょっと外部指導者が入らないので厳しい状況でおります。部員数の減少に伴う部活動の在り方については、由利本荘市を含めた本荘由利地域、これ括ってですね、吹奏楽連盟もございますので、調整して解決していきたいと考えております。私としては、今、例えば各土日のですね、例えば剣道大会であるとか卓球大会だとかバレー大会に顔を出して、そこにスポーツの協会の会長さんもお見えになっていますので、その場で横でいろいろ会話しながらですね、学校の現状はこうで、スポーツ協会はこうだという話をざっくばらんにしながら、どうすればスムーズにいくのか、そして先ほど議員からお話いただいたように、生涯学習、地域一体としてという、そういうお話ございました。大変参考になる視察のお話でしたので、この点も踏まえまして関係機関とですね調整してまいりたいと思います。よろしくお願いします。以上です。

【15番(森鉄也君)「終わります」と呼ぶ】

●議長(宮崎信一君) これで、15番森鉄也議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

午後1時59分 散 会